



過疎地域持続的発展計画



令和8年度～令和12年度

令和8年3月

長崎県 壱岐市

目 次

1 基本的な事項	3
(1) 吉岐市の概況	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
3 産業の振興	19
4 地域における情報化	35
5 交通施設の整備、交通手段の確保	38
6 生活環境の整備	42
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	47
8 医療の確保	55
9 教育の振興	56
10 集落の整備	62
11 地域文化の振興等	63
12 再生可能エネルギーの利用の促進	65
事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	68

1 基本的な事項

(1) 杵岐市の概況

(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 位 置

本市は、福岡県と対馬の間地点に在り、博多港から北西に約67km、佐賀県唐津東港から北へ約42kmに位置する。北西約68kmには対馬を望み、対馬海峡東水道と杵岐水道、玄界灘に囲まれており、その大きさは南北約17km、東西約15km、面積139.42km²である。古来より大陸文化の中継地として重要な役割を担ってきており、中国の『魏志倭人伝』に「一大國（一支國）」と記されている。

② 自然資源

本市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本市最大の平野が発達している。市内の耕地面積は34.5km²、田の整備率は65.9%（令和6年）に達し、ほ場条件が整った地域である。また、海岸線は、発達した海蝕崖がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきた。特に対馬海峡東水道に面した西岸一帯は激しく、溺谷の原型を保っている。また、南東岸には大小の砂浜をはじめ市全体に美しい砂浜が点在する。昭和43年7月22日、本市の一部が杵岐対馬国定公園に指定され、また、昭和53年6月16日辰の島、手長島、妻ヶ島の3か所が海域公園地区に指定されるなど自然景観に恵まれている。

③ 土地利用

本市の面積は、139.42km²であり、県全体の約3.4%を占めている。令和7年度現在の土地利用の状況は、田、畑、樹園地を合わせた農用地は37.58km²（27.0%）であり、山林の52.60km²（37.7%）とほぼ並ぶ。宅地（民有地）は8.56km²（6.1%）である。また、原野や水面、道路、その他の面積は40.68km²（29.2%）で、市全体の穏やかな地形を活かし、古くからの開拓を引き継ぎ、効果的な土地利用を進めている。

④ 気 候

本市の気候は、対馬暖流の影響を受けて、全国的に見ると概ね温暖な海洋性気候である。県本土の長崎市や佐世保市などに比べると、年間を通して気温は低い。福岡県北部の同緯度の地域と比較しても、夏季は涼しく冬季は同程度かやや暖かい。氷点下になることは少なく降雪や積雪も稀である。

降水量は、6～7月の梅雨期と9月の台風、秋雨時期に多い。年間降水量は県本土と比べ

ると多く、全国的にも多い方に属する。

⑤ 歴 史

本市は3世紀の中国の史書『魏志倭人伝』に「一大国（一支國）」として登場し、「広さ三百里平方ばかり、竹林・叢林が多く、三千ばかりの家がある。ここはやや田畑はあるが、水田を耕しても食料には足らず、やはり南や北と交易して暮らしている。」と記されている。本市には弥生・古墳時代の遺跡が多く残っている。

古代に入って本市は対馬とともに国境防衛の要地となり、「日本書紀」には天智3年（664年）に、壱岐・対馬に防人と烽火を置くと記されている。防人は守備隊、烽は危急を知らせる施設で、日中は煙を上げ夜は火を放って伝達した。

中世、元寇直後の1293年、唐津・岸岳城主の波多氏が旧武生水村（現在の郷ノ浦町・武生水地区）に亀丘城を築城したが、波多氏に内紛が起こり1571年以来明治維新まで平戸の松浦氏が壱岐を統治した。

明治11年、郡区町村編制法が制定され、壱岐・石田2郡となり、22村に分かれた。また、明治22年には市町村制施行により2郡12村、昭和30年「町村合併促進法」で3町1村などの合併等を経て、平成16年3月1日には、郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の4町が合併して壱岐市となった。

⑥ 社会・経済

本市においては、昭和28年に制定された離島振興法をはじめとする様々な国・県の支援策により社会基盤の基礎条件の改善、産業振興のための基盤整備、生活環境の整備等が行われた。近年では、観光・交通の要であるフェリー接岸施設や付近の混雑解消に伴う橋やトンネル、駐車場の整備、高速船の接岸施設、幹線道路・生活道路の計画的な改良、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設の整備等により住民の生活環境は確実に向上している。

また、福岡・壱岐・対馬を結ぶフェリーや高速船の就航・増便や長崎と空路を結ぶダッシュエイトやエーティーアールの就航、大型客船が接岸できる岸壁の整備、携帯電話・インターネット網の急速な発達に対応できる通信施設の整備など、交通・通信の分野で飛躍的な取組がなされている。しかしながら、高齢化の進行と若者の就業先不足による市外流出が、地域社会の活性化に大きな課題を残している。また、離島であるがゆえに、医療に対する本土との格差など大きな問題を抱えている。

（イ）過疎の状況

① 人口等の動向

本市の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業の低迷、進学率の増加などによる市外への人口流出が続き、令和2年の国勢調査では24,948人となり、最多時から約48%まで減少している。この人口減少とともに若年層の市外への流出が高齢者比率の上昇を招き、過疎化に一層の深刻度を増している。

② 現在までの対策

本市は、合併以前に、旧石田町を除く旧郷ノ浦町、旧勝本町、旧芦辺町が過疎地域に指定されていた。平成16年の合併で壱岐市となって以降は市全域が過疎地域に指定されており、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業等により、農林水産業の基盤整備や地場産業の振興、観光レクリエーション施設等の整備、市道・農道の整備、上下水道、廃棄物処理施設、消防・防災施設、各種公園等の生活環境施設の整備、福祉・保健施設、学校教育施設、文化施設、体育施設等の整備などあらゆる振興施策を実施し、住民生活に必要な社会基盤の整備を図ってきた。

交流を高める交通体系の整備では、航路は平成12年から壱岐-福岡間の高速船ジェットフォイルが2隻体制となり、福岡との交通も便利になった。現在、ジェットフォイルの老朽化が進んだことから、令和7年11月に1隻の新船建造の契約が締結され、令和11年6月以降に就航予定である。現状の便数確保と安全な航路体制を維持していきたい。空路は壱岐-福岡間が平成15年1月に路線廃止となり、現在は壱岐-大村（長崎空港）間の1路線のみの運行となった。平成29年に施行された有人国境離島法により航路・航空路運賃の低廉化も実現し、住民を取り巻く環境は、着実に改善されているが、本土非過疎地域との生活環境の格差は未だ是正されていない状況である。有人国境離島法は令和9年3月末で期限を迎えるため、確実な延長・改正に向けて要望活動を続けていく。壱岐地域の持続的発展のためには、人口の市外流出対策としての産業振興による雇用の確保、医療・福祉の設備と人的充実、教育関連施設の拡充、高度情報化社会に対応できる情報基盤の整備・充実、観光地としての基盤づくりなど、島の自然と歴史のなかで共生し協働できる基盤整備が必要である。

③ 現在の課題と今後の見通し

本市においては、若者の流出、出生数の減少、高齢化の進行、就業人口の減少などにより地域活力の低下を招くなど依然として多くの課題を抱えている。

今後、過疎地域の多様で豊富な自然や文化、地域固有の特性を活かしながら持続可能な地域社会を構築していくために、自立性を育むことが求められている。

そのため、今後も引き続き、農業、水産業、観光業などの基幹産業の活性化や次世代産業の育成・企業誘致施策、急速に進む少子高齢化に対応する結婚・出産・子育て環境の充実、学校教育環境の充実、高齢者福祉の充実、健康・医療体制づくり施策、自然環境と共生する社会的施策、生活道路や公共交通機関の整備に対する施策など創意工夫のあふれる施策を展開し、人と人、人と自然、人とまちなど、多様で豊かな関わり合いの中から、市民が真に誇りと愛着を持ち幸福を実感できるまちづくりを目指す。

(ウ) 壱岐市の社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

本市の令和2年の就業人口総数は11,503人で、昭和35年と比して13,528人、54.0%減少しており、産業別にみると、第1次産業が16,015人、89.2%の減少、第2次産業が51人(3.0%)の増加、第3次産業が2,339人(43.3%)の増加であり、第1次産業から第2次、第3次産業へと産業構造が変化している。

令和2年の産業別就業人口比率は、第1次産業が16.8%、第2次産業が15.1%、第3次産業が67.3%となっている。産業構造の変化の背景には、第1次産業では農産物価格の低迷や高齢化・後継者不足による農業者の減少、第2次産業では製造業や建設業の増加、第3次産業では大型店舗や飲食店の増加等が見られる。

② 地域の経済的な立地特性

本市は、平坦地に恵まれ、周辺を海に囲まれ、従来から農業と水産業が盛んな地域である。農業は、肉用牛、米、葉たばこを基幹作物として、イチゴ、メロン、アスパラガスなどの施設園芸や花きなどを組み入れた複合経営が行われている。水産業は地域の基幹産業であり、イカ釣、一本釣、定置網、刺網、採貝藻等が営まれている。

また、本市には美しい自然景観や歴史・文化などの観光資源に恵まれ、これらを活かした体験型観光や教育旅行の誘致などを行っているが、観光客も団体から個人へと移り変わり、観光客数も、平成3年をピークに長期的減少が続いており、平成29年には最盛期の約半数まで落ち込んだ。そのような状況の中、コロナ禍でさらなる打撃を受けたものの、その後は増加傾向に転じコロナ禍前の水準に戻りつつある。

地場企業は建設業が多いが、小規模企業がほとんどで、九州本土に近いこともあって、魅力ある職種を求めて、若年労働者の市外流出を招いている。

そのため、本市においては、産業の活性化や就業機会の創出を重要な課題として位置付け、IoT・AI等の先端技術を積極的に取り入れながら、基幹産業である農業、水産業の効率的な生産・供給・販売システムの確立などによる再構築を進め、地元農水産物の高付加価値化やブランド化を図り、これら農林水産業と十分に連携した観光業の振興に取り組み、関係者の所得の向上を目指す必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(ア) 人口

① 年齢階層別、男女別等から見た人口の推移

5年ごとの国勢調査結果(表1-1)を比較すると、本市の人口は、昭和35年から昭和40年の間に9.6%の減少を記録して以降、依然として減少傾向にある。年齢階層別に見ると、少子化の影響により、年少人口(0~14歳)は昭和55年以降、5年ごとに概ね10~16%の割合で減少を続けている。

若年者(15~29歳)の人口は、昭和50年にプラスに転じたものの、昭和60年以降は再び減少傾向となり、平成17年以降は5年ごとに10%を超える減少となっている。

高齢者(65歳以上)については、昭和35年以降増加を続け、令和2年の高齢者比率は38.7%となり、本市は約3人に1人が高齢者という、超高齢社会に突入している。

世帯数は、核家族化の進展により、緩やかな増加傾向にある一方、1世帯あたりの人員は減少しており、世帯規模の縮小が進んでいる。

② 今後の見通し

本市の人口は、少子高齢化が進行し、今後も人口減少が進むことが予測されている。2050年人口 2 万人を維持するには、さらなる定住人口の減少抑制と UI ターン・関係人口の拡大に重点を置いた施策を展開する必要がある。

(イ) 産 業

本市の産業構造は、昭和30年代からの高度経済成長の影響を大きく受け、第1次産業就業者数は都市部への労働人口の流出をきっかけに減少傾向となり、第2次産業就業者数は農業・漁業の加工業、地場産業である焼酎製造業の販売の伸びや建設需要の増加等により、第3次産業就業者数は観光業の発展等により、それぞれ増加傾向となり、以降も産業就業者数の推移は同様の傾向が続いた。

しかし、近年の市内人口の減少及び高齢化が各産業に悪影響を及ぼしており、第1次産業では農業水産業の後継者不足、就業者の高齢化が進んでいる。第2次産業及び第3次産業でも同様の影響が見られ、これまでの産業就業者数の推移傾向に変化が現れている。令和2年と平成27年の国勢調査数値の比較では、第1次産業就業者が724人、27.2%減、第2次産業就業者数が214人、11.0%減、第3次産業就業者数は661人、7.9%減と減少を続けている。

今後も市内人口の減少とともに就業人口の減少が続くことが予想される。

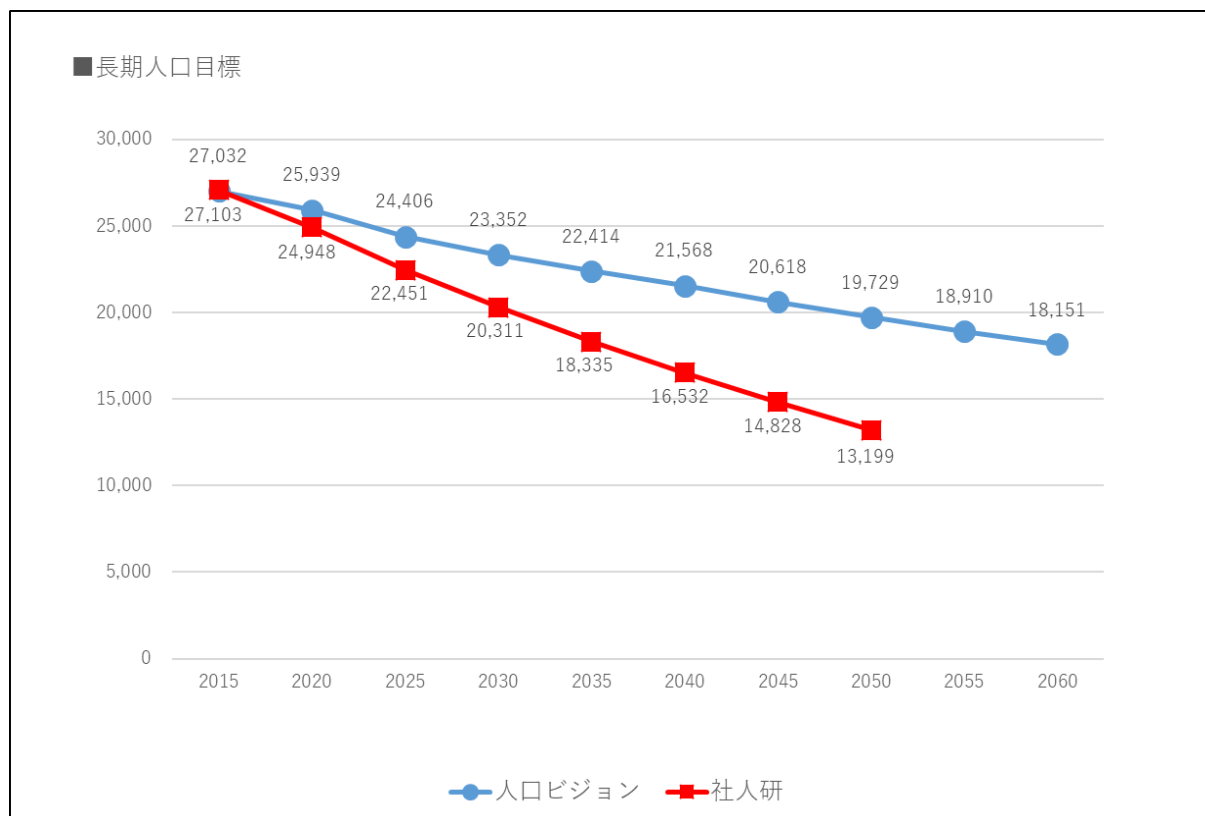
表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 50,497	人 45,654	% △ 9.6	人 42,983	% △ 5.9	人 41,871	% △ 2.6	人 41,035	% △ 2.0
0歳～14歳	18,138	14,915	△ 17.8	12,783	△ 14.3	11,276	△ 11.8	10,480	△ 7.1
15歳～64歳	28,410	26,262	△ 7.6	25,336	△ 3.5	25,390	0.2	25,006	△ 1.5
うち15歳～ 29歳(a)	9,897	7,880	△ 20.4	7,454	△ 5.4	7,729	3.7	6,703	△ 13.3
65歳以上(b)	3,949	4,477	13.4	4,864	8.6	5,205	7.0	5,549	6.6
(a)/総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	19.6	17.3	—	17.3	—	18.5	—	16.3	—
(b)/総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	7.8	9.8	—	11.3	—	12.4	—	13.5	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 39,528	% △ 3.7	人 37,308	% △ 5.6	人 35,089	% △ 5.9	人 33,538	% △ 4.4
0歳～14歳	9,407	△ 10.2	7,978	△ 15.2	6,632	△ 16.9	5,582	△ 15.8
15歳～64歳	24,068	△ 3.8	22,483	△ 6.6	20,443	△ 9.1	18,878	△ 7.7
うち15歳～ 29歳(a)	5,807	△ 13.4	5,122	△ 11.8	4,604	△ 10.1	4,524	△ 1.7
65歳以上(b)	6,053	9.1	6,844	13.1	8,014	17.1	9,078	13.3
(a)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	14.7	—	13.7	—	13.1	—	13.5	—
(b)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	15.3	—	18.3	—	22.8	—	27.1	—

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,414	% △ 6.3	人 29,377	% △ 6.5	人 27,103	% △ 7.7	人 24,948	% △ 8.0
0歳～14歳	4,773	△ 14.5	4,180	△ 12.4	3,736	△ 10.6	3,213	△ 14.0
15歳～64歳	17,304	△ 8.3	15,855	△ 8.4	13,750	△ 13.3	12,076	△ 12.2
うち15歳～ 29歳(a)	3,837	△ 15.2	3,028	△ 21.1	2,476	△ 18.2	2,183	△ 11.8
65歳以上(b)	9,337	2.9	9,342	0.1	9,617	2.9	9,659	0.4
(a)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	12.2	—	10.3	—	9.1	—	8.8	—
(b)/総数	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	29.7	—	31.8	—	35.5	—	38.7	—

表 1-1(2)人口の見通し



(3) 行財政の状況

(ア) 行政の状況

平成16年3月1日の市制発足以降、持続可能で効率的な行政運営の確立を目指し、組織体制や事務事業の見直し、公共施設の最適化、人件費・経常経費の抑制、地方債の繰上償還の実施等、行財政改革に継続的に取り組んでいる。今後も、限られた財源の中で、新たな行政課題や複雑・多様化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応していくために、事務事業について継続的な見直しを進めながら、効率的な事業の実施を図り、事務手続の簡素化、効率化を進めていく。また、DXの推進にあたっては、業務の電子化にとどまらず、市民サービスに直結するシステム整備と業務プロセスの抜本的な見直しのため、全庁的な取組を進めていく。

(イ) 財政の状況

本市の財政状況は、市税をはじめとする自主財源の歳入全体に占める割合が低く、令和6年度決算における割合は約26%となっており、収入の多くを地方交付税や国庫支出金等に依存している状況である。

収入において最も大きな割合を占める地方交付税は、市町村合併による普通交付税の特例措置期間が令和元年度をもって終了し、令和6年度の臨時財政対策債を含む普通交付税額は、最大であった平成22年度の約109億8千万円と比較して約17億円の減少となっており、予算規模を縮減できず不足する歳入を基金の取り崩しで対応してきたため、基金残高は、令和2年度末には約80億3,850万円となり、ピーク時の平成28年度から約28億円減少したため、令和3年度に「吉岐市財政基盤確立計画」を策定し、歳入の確保・歳出の縮減の取組を進めてきたが、近年の物価高騰等の影響や義務的経費の増加により、令和6年度決算における経常収支比率は97.9%と、市制施行後の最高値となっている。今後も引き続き、「吉岐市財政基盤確立計画」の取組を基本として、財政基盤の強化を図り、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を進めていく必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	28,805,859	22,958,735	27,034,681
一般財源	13,811,230	13,610,279	13,146,336
国庫支出金	7,160,548	2,535,220	6,173,558
都道府県支出金	1,868,606	1,810,291	2,527,489
地方債	3,777,600	2,256,900	2,196,202
うち過疎対策事業債	643,000	783,600	1,024,100
その他	2,187,875	2,746,045	2,991,096
歳出総額 B	28,034,636	22,343,979	26,358,945
義務的経費	9,556,328	9,563,756	9,539,800
投資的経費	9,680,904	3,166,379	3,816,633
うち普通建設事業	9,498,184	3,095,208	3,215,603
その他	8,797,404	9,613,844	13,002,512
過疎対策事業費	1,775,302	1,371,786	143,775
歳入歳出差引額 C (A-B)	771,223	614,756	675,736
翌年へ繰越すべき財源 D	379,562	35,113	223,190
実質収支 C-D	391,661	579,643	452,546
財政力指数	0.239	0.220	0.222
公債費負担比率 (%)	20.8	—	—
実質公債費比率 (%)	—	4.7	6.7
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	80.1	84.8	90.6
将来負担比率 (%)	—	—	32.8
地方債現在高	26,467,558	26,602,645	27,229,485

(ウ) 公共施設等の整備状況

本市の主要公共施設の整備については、計画に沿って年次的に行われているが、改良が行われていない地域からの要望等は山積しており、十分な整備とはいえない。

市道の改良率は、令和7年4月1日現在、51.1%、舗装率は89.2%で、狹隘で緊急車両が通行できない道路及び属島等の整備が必要である。また、併せて児童等の交通安全確保のための通学路整備や、長寿命化修繕計画に基づく橋梁等の重要構造物の長寿命化を図ることが重要である。

環境施設は、平成24年3月に集約化され、ごみ処理については「吉崎市クリーンセンター」で、し尿処理については、「吉崎市汚泥再生処理センター」で行っているが、稼働後15年を迎えることから、ストックマネジメントの考え方による適切な運転管理と定期点検整備及び適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要である。

また、公共下水道及び漁業集落排水整備事業の整備は、年次的に進めているが、今後、加入促進を図る必要がある。

その他、吉崎葬斎場については、令和2年4月に改築整備を終え、新しい管理運営体制の見直しを図っており、さらに新しいサービス水準の向上を目指している。

福祉施設については、児童福祉施設として、石田こども園を含め保育所14か所から令和6年度までに閉園等により8か所に減少している。少子化の影響で入所児童数が減少しており、集团的学びを担保しつつ、施設の規模適正化の観点からも更に施設の統廃合を計画的に推進している。児童通所施設としては吉崎子どもセンターを設置している。また、高齢者福祉施設として養護老人ホーム、障害者福祉施設として障害者地域活動支援センター及び地域生活ホームを設置しており、高齢者福祉、障害者福祉の拠点となっている。

地域福祉活動拠点施設4施設（郷ノ浦町デイサービスセンター・勝本町ふれあいセンターかざはや・芦辺町クオリティライフセンター・石田町総合福祉センター）については、経年劣化により、改修や修繕に多額の経費を要していることから、施設規模の適正化を図るため、段階的に3施設、さらには2施設への統廃合を進める必要がある。

医療機関は、吉崎本島に中核となる長崎県吉崎病院を含め、病院4か所、診療所11か所、歯科診療所8か所あるが、二次離島における緊急の通院や検診対応等に苦慮しており、これらの状況を解消するための対策が必要である。

教育施設は、幼稚園6園、小学校18校、中学校4校、高校が2校ある。施設の多くは老朽化が進み必要な改修や修繕を行っている。小学校、幼稚園、保育所については、児童生徒の減少が見込まれる中、教育水準の維持、経費削減のため、規模の適正化を検討する必要がある。

令和7年6月から、文化・スポーツ施設を文化スポーツ振興課で一括管理しており、総合的・計画的な整備に取り組んでいる。

スポーツ施設は、体育館、夜間照明付多目的広場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、プールなど住民の健康増進の施設として早くから整備されており、その利用度も高い。老朽化が著しいため雨漏り・塩害等が原因である施設の大規模な改修等が必要となっている。

文化施設は、市内3カ所に中核的集会施設を備えており、本格的な舞台施設を有した施設やホール機能を有した施設として、吉崎文化ホールや吉崎島開発総合センターなどが整備さ

れており、市民の情操教育の中心的施設となっている。経年劣化による設備等の不具合も多く発生していることから、引き続き施設の定期点検等を実施し、必要な改修等を行う必要がある。

また、一支国博物館は、「島民も観光客も訪れる施設」、「吉岐島全体の魅力を相乗的に高め、地域振興に資することを目的とする施設」として平成22年3月に開館し、令和7年3月には開館15周年を迎えた。その間、島内外から多くの来館者を迎え、学びの場・憩いの場を提供し、令和7年6月には入館者数が140万人を超えるなど、交流促進の拠点となっているが、開館後15年が経過し、施設の老朽化に伴う改修等が各所で必要となっている。

さらに、“電力の鬼”松永安左衛門記念館についても、観光客が多く訪れる施設として開館しているが、老朽化に加え、バリアフリー問題等の課題を抱えていることから、リニューアルに向けた準備が必要である。

遊興施設としては、平成31年4月に既存の吉岐イルカパークがリニューアルオープンし、リニューアル前までは年間2.2万～2.5万の入館者数が平成31年度は年間3万人を超え、併せて消費額も増加した。

今後も体験プログラムの充実、滞在型観光への対応強化などが求められており、魅力向上に向けた運営内容の高度化を図ることにより、さらなる誘客促進と観光消費額の拡大を目指す必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道			
改良率(%)	37.1	49.5	50.8
舗装率(%)	67.9	88.7	89.1
農 道			
延 長(m)	52585.0	68363.0	71944.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	19.1	17.9	21.0
林 道			
延 長(m)	1970.0	4370.0	4370.0
林野1ha当たり林道延長(m)	1.6	1.2	0.9
水道普及率(%)	96.8	99.3	99.8
水洗化率(%)	—	39.2	47.0
人口千人当たり病院・診療所の病床数(床)	—	20.9	18.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、吉岐4町合併協議会が作成した合併後10年間にわたる吉岐市づくり「飛翔・・吉岐21世紀計画(新市建設計画)」を踏襲し、平成17年3月に吉岐市の基幹計画である「吉岐市総合計画」を策定し、平成27年10月には「第2次吉岐市総合計画」及び「吉岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。令和2年12月には、「第3次吉岐市総合計画」を策定し、人口減少問題の克服と地方創生を主眼とした「総合戦略」を取り込んだ一体的な計画としている。2025年(令和7年)には、「第4次吉岐市総合計画」を策定し、～「幸せ実感」とともに創る新たな未来～を目指し、人口ビジョンを踏まえながら2050年(令和32年)に2万人(以降も2万人)を維持するための指針となる計画としている。

「過疎地域持続的発展計画」は「第4次吉岐市総合計画」の下位計画として位置付け、「第4次吉岐市総合計画」に示された吉岐市の目指すべき指針に沿った各種施策を推進するものとする。なお、「第4次吉岐市総合計画」が掲げる将来像、基本指針等は次のとおりである。

第4次吉岐市総合計画

本市では、令和2年度に「第3次吉岐市総合計画」を策定し、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」を将来像に掲げ、総合的かつ計画的に各種施策に取り組んできた。

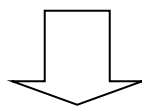
これからも、人口減少問題や高齢化社会の到来、市民ニーズの多様化、また、有人国境離島法の延長やSDGs未来都市の目標達成など、時代の変化に対応した取り組みが求められている。

そのため、これまでの取り組みの成果を踏まえながら、さらなるステップアップのための指針として、本市のまちづくりの方向を示す「第4次吉岐市総合計画」を策定した。

「第4次吉岐市総合計画」では、合併から20年が経過し、少子高齢化による人口減少問題が一層深刻化する中、新たな感染症や大規模自然災害の脅威、物価高騰に伴う市民生活や事業者への影響等、目まぐるしく変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに、的確に応える取組が求められている。こうした中、これまで培ってきた経験や成果を礎に、これからの社会や環境の変化に対応した新たな挑戦を進めるため、本計画では「一緒に前へ、吉岐新時代へ。」を合言葉に、市民の皆様が「幸せを実感」できる未来をともに創ることを目指す。

吉岐市のめざす姿(合い言葉と将来像)

一緒に前へ、吉岐新時代へ。
「幸せ実感」とともに創る新たな未来



<基本目標1>希望の仕事があり稼ぐ力がある島

- 農林業の振興
- 水産業の振興
- 物産ブランドと商工業の振興
- 次世代産業の育成と企業誘致の促進

<基本目標2>すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島

- 持続可能なコミュニティの形成
- 健康・医療の体制づくり
- 地域共生社会の実現
- 高齢者福祉の充実
- 障がい者福祉の充実
- 人権・男女共同参画社会の形成

<基本目標3>未来を育む子育てと学びの島

- 結婚・子育て環境の充実
- 学校教育の充実
- 社会教育・スポーツの充実

<基本目標4>地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島

- 観光の振興
- 再生可能エネルギーを活かした地域振興
- 歴史文化資源の保全・活用
- UI ターンの強化
- 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創造と地域創生

<基本目標5>持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

- 循環型社会の構築
- 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり
- 公共交通体系の充実
- 社会基盤の再生と有効活用
- 防災・危機管理体制の強化

<基本目標6>効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

- 官民連携による効率的な行政運営
- 持続可能な財政基盤の構築

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき基本目標は次のとおりとする。

(ア) 人口に関する目標

指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
総人口	23,399人	22,068人
〔自然増減の目標〕 出生数	120人/年	150人/年
〔社会増減の目標〕 移住者数	89人/年	163人/年

(イ) その他、地域の持続的発展の基本となる目標

指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
農業販売高	52.3億円	100億円
漁獲高	20億円	25億円
ふるさと納税返礼品出荷額	2.4億円	10億円
起業・創業者数(累計)	17者	32者
健康寿命の延伸	男78.5歳 女83.3歳	男80.0歳 女86.5歳
要介護(要支援)認定率	23.20%	22.80%
小規模型障害者就業・生活支援センター運営数	0事業所	1事業所
まちづくり協議会設置件数	15団体	18団体
学校に行くのが楽しいと感じる生徒の割合	80.80%	92.00%
公民館講座の受講者実数	1,464人	1,700人
認定こども園整備数	1施設	2施設
観光消費額	65.3億円	68.4億円
テレワーク施設利用者数	9,254人	10,100人
公共交通に対する満足度指数	-0.5	0
道路改良率	53.28%	53.36%
自主防災組織整備率	94.80%	100.00%
行政運営に対する満足度指数	-0.43	0
ふるさと納税寄附額	7.98億円	33.5億円
財政力指数	0.223	0.230

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

目標達成の為に実施する各事業については、実施年度の翌年度に政策評価（事後評価）を実施し、成果指標の実績分析を行う。このうち、主要事業等については、苓岐市行政改革推進委員による外部評価を行う。

評価結果については、市議会へ報告し、市ホームページへの掲載により公表する。

(7) 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「苓岐市公共施設等総合管理計画」では、公共施設全体を貴重な資産として捉え、市民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組む必要があるとし、公共施設の管理に関する5つの基本方針を設定している。

1. 公共施設の保有総量の抑制と圧縮
2. 地域特性を踏まえた施設の共用化・複合化の促進
3. 施設の管理運営の効率化
4. 全庁を挙げた体制の構築
5. 市民・民間事業者との協働の推進

このほか、長寿命化、機能再編、施設総量、点検・診断等、実施体制について、それぞれ基本的な考え方を設定している。

本計画においても、「苓岐市公共施設等総合管理計画」におけるこれらの考え方との整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

令和2年度国勢調査における本市の合計特殊出生率は1.99と、全国水準の1.30を大きく上回っており、全国的にも高い水準となっているものの、出生数は減少傾向（令和5年苓岐市合計特殊出生率1.59）にあり、未婚化・晩婚化が課題となっている。今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予想され、人口減少による経済規模の縮小や人手不足など様々な課題が懸念される。人口減少に歯止めをかけるためには、少子化対策や移住・定住施策が重要であるとともに、人口減少は避けられない事実であることから、人口が減少しても持続可能で豊かに暮らせる社会・経済モデルを作りあげることも必要である。

移住・定住人口については、これまで受入環境の整備や市外からの移住・定住を促進するための PR 等の対策により、転入者数の増加や若者の転出率の低下など、効果が見えつつあることから、今後も大都市圏を中心とした転入促進策と若者の UI ターン施策などの更なる強化が必要である。

また、UI ターン施策とともに、二地域居住などの新たなライフスタイルに対応したまちづくりやテレワーク・テレワーケーション等による関係人口を増やし、本市への新しい人の流れをつくる必要がある。

地域間交流については、平成 17 年に長野県諏訪市と姉妹都市締結し、平成 27 年に兵庫県朝来市及び令和元年に福島県檜葉町と友好都市の提携を結び、交流を行ってきた。今後も引き続き交流を重ねながら友好関係を深め、教育・文化、経済、防災等の分野で広域的な連携を図っていく必要がある。

また、本市では多文化共生、国際交流を推進しており、令和 7 年 3 月末で 104 名の外国籍住民が暮らしている。今後本市に暮らす外国籍住民は増えてくると想定され、国籍関係なく安心して暮らすことができる社会づくりが必要である。

人材育成については、人口の減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落機能の低下が懸念されており、集落機能を維持するために地域を支える新しい担い手の育成を進めていく必要がある。

(2) その対策

- 大都市圏における移住相談会や各種イベント開催等による UI ターン促進に向けた情報発信の強化とともに、長崎県及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図る。
- 移住者の住まいの確保を図るため、空家等管理活用支援法人や地元の公民館とも協力をしながら、良質の空き家の確保及び提供のプラットフォームとなる空き家バンクの充実に努める。
- テレワーク・ワーケーションや二地域居住など、新たな発想での企業間交流を推進し、多様な交流による関係人口の拡大に努める。
- 国・県及び関係機関との連携により、男女の出会いの場の創出、婚活マッチングサービス活用への支援、結婚に係る経済支援等、婚活及び結婚に対する支援の拡充に努める。
- 姉妹都市・友好都市をはじめ、国内の自治体との地域間交流を促進し、教育的、経済的連携等が図られるよう努める。
- 国際交流を深めるため、民間と行政が連携して取り組むための体制づくり及び国際交流事業を推進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成に努める。また、本市を来訪する外国人のための受け皿づくりに努める。

○地域おこし協力隊をはじめとした外部人材の積極的活用及び大学や企業との連携協力体制の構築により、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

○「吉岐市エンゲージメントパートナー制度」に基づき、本市の理念に共感する企業・団体等とのパートナーシップを強化し、企業等の持つ知見やリソース、ネットワークを最大限に活用することで、地域課題の解決や新たなビジネスモデルの創出、人材交流を促進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(3)人材育成	吉岐みらいキャンパス整備事業 【事業内容】 「フューチャーリテラシー」を学ぶ拠点施設を整備し、高校生、大学生のフィールドワークや、企業等の人材育成研修、地域課題解決に資する実証など、学びを切り口に交流を活性化し、二地域居住等の関係人口化を推進する。 【事業の必要性】 本市人口のくびれゾーン（19～35歳）の関係人口の獲得により、人的資源を確保し、地域課題解決を促進することが、地域の持続可能性を高めるために必要なため。 【見込まれる事業効果】 「学び」を目的に、高校、大学、企業等のフィールドワーク、研修等による交流が活性化し、地域課題解決に資する実証、社会実装に向けた共創が促進される。	市	
	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	移住・ 定住	移住・定住促進プロジェクト 【事業内容】移住希望者の相談体制をはじめ、住居環境の整備、経済支援等により、移住希望者のニーズに沿う魅力ある島づくりを目指す。併せて、都市圏に向けた情報発信を強化する。 【事業の必要性】人口が年々減少し高齢化が急速に進んでいる中で、地域の活力を維持向上させるため、移住定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】移住定住の促進により、人口減少抑制及び地域活性化に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
			吉岐市結婚支援事業 【事業内容】婚活イベントの実施、結婚新生活に対する経済支援等により、若者の結婚を奨励する。また、若者出会い応援事業によりインターネットマッチングサービスの登録等への支援をすることで若年層の結婚を後押しする。 【事業の必要性】少子高齢化が急速に進む中、地域の活力を維持向上させるため、嫁不足の解消及び若者の定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】若者の定住を促進し、少子化対策にも繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
			島外通勤等交通費助成事業 【事業内容】定住人口の増加を推進するため、船舶及び飛行機の利用による居住地から島外への通勤及び通学を支援する。 【事業の必要性】1次産業の低迷等により島内での就業が困難なことにより、転出者の多くは就業のための島外転出であり、就業対策への取組が必要である。 【見込まれる事業効果】島内から島外への通勤を支援することにより、就業のための転出をくい止め定住人口減少の抑制に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
			ふるさと就職支援事業 【事業内容】若者等の地元就職及び定着を促進するため、事業主が若者等を雇い入れた場合の人材育成費用及び、市内企業の雇用の促進を図るため、市内における就職者に対し就職奨励金を交付する。 【事業の必要性】若者等の地元定着を促進する必要がある。 【見込まれる事業効果】雇用人材の確保やUターン者の創出により地域社会の維持に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
	人材育 成	吉岐みらいキャンパス構想推進事業 【事業内容】 大学・企業連携により「フューチャーリテラシー」を学ぶ教育プログラムを開発し、高校生、大学生のフィールドワークや、企業等の人材育成研修、地域課題解決に資する実証など、学びを切り口に交流を活性化することで、二地域居住等の関係人口化を推進する。 【事業の必要性】 本市人口のくびれゾーン（19～35歳）の関係人口の獲得により、人的資源を確保し、地域課題解決を促進することが、地域の持続可能性を高めるために必要なため。 【見込まれる事業効果】 「学び」を目的に、高校、大学、企業等のフィールドワーク、研修等による交流が活性化し、地域課題解決に資する実証、社会実装に向けた共創が促進される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

吉崎市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

３ 産業の振興

（１）現況と問題点

（ア）農 業

本市における農業は、総農家数は１，８１８戸（令和２年）で、平成２７年に比較して４６２戸減少している。農業就業人口は１，３４０人で、６５４人減少している。

耕地面積は３，３７０ha（令和６年）で総面積に対する耕地の割合は約２４．２％と県全体と比較して高くなっている。

本市の主な作目としては、令和６年度の肉用牛６，１８１頭、水稻７３１ha、アスパラガス１２．１haといった基幹作目を中心に、いちご、メロンなど施設園芸や野菜、花き等を取り入れた複合経営が主体となっている。

令和６年度の農業産出額は５２億３千万円で、うち基幹作目である肉用牛が３７億５千万円（７１％）、米が６億円（１１％）、アスパラガス２億９千万円（５％）と、この３作目で本市全体の８７％を占めている。

しかしながら、国際情勢の影響を受け、燃油、資材、肥料価格の高騰などによる農業経営の圧迫、産地間競争などにより、農業所得の低下や農業従事者の減少、高齢化及び後継者不足の進行のほか耕作放棄地の増加等が深刻な問題となっている。よって、今後は、地域農業の担い手となり、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の確保・集落営農組織の育成を進めるとともに農地の効率的利用や経営面の強化を図るため法人化を推進する必要がある。

また、人手・後継者不足への対応や生産性効率を高めるため、スマート農業の推進を図るとともに、新たな高収益作物の開発や、ブランド化・販路拡大などにより、農業従事者の収益向上を目指す。

一方、生産基盤の整備は、水田においては１，５２２haが整備済みで、整備率は６５．９％（令和６年度）となっている。昭和期に整備された小区画の圃場や、中山間地等の狭小区画地においては、農業用機械の大型化や営農の効率化に向かない条件不利地として、農業用水の確保等を含めて改善が求められている。

農産物の流通については、福岡都市圏等を主に、東京市場も見据えた大消費地への販路の

拡大、消費者と直結した産地販売等による流通の強化が必要である。

林業については、後継者不足等により山林の管理が難しくなっている状況の中で、森林経営管理制度を活用し、適切な経営管理が行われていない森林を林業経営者に集積・集約するとともに、集積・集約化が困難な森林については、市の直営による保全管理下におくことで、林業の成長産業化と森林の適切な保全管理の両立を図る。

(イ) 水産業

本市における水産業は、天然の良港も多く、島の周辺海域には対馬暖流分岐流と九州沿岸流が交錯し、天然礁も多く、イカ類・ブリ類・マダイ・マグロ類など好漁場に恵まれている。また、沿岸浅海域は起伏に富む岩礁地帯が張り出し、アワビ、ウニ類等の磯根資源も豊富である。

漁港港湾施設については、年次的に整備を進めており漁業基盤の改善が図られているが、今後も長期的・計画的な整備を実施する必要がある。また、市内漁協所属の正組合員数は664人で、令和6年と令和元年を比較して171人減少しており、また、漁業者の高齢化が進んでいる。漁船については、高速化、レーダー、GPS、カラー魚探、電動リール等の漁労装備の充実が図られているものの、過剰投資となっている面も見受けられる。また、漁船の高性能化が進むにつれ、漁場での操業競争も激しくなり、そのために資源の減少を来すという悪循環が繰り返されている。さらに「磯焼け」に代表される藻場の衰退は、水温などの海洋環境の変動や、ウニなどの底生生物および魚類による食害など、様々な要因によって起こると考えられる。特に最近では、アイゴ、イスズミ類などの植食性魚類による食害が主な要因とされる藻場の消失により、島内全ての地域が深刻な磯焼け状態となっていたが、令和2年度に「壱岐市磯焼け対策協議会」を設立し、植食性魚類駆除を積極的に行った結果、郷ノ浦、石田町の一部海域では藻場の回復が確認されている。しかし、アワビ、サザエを代表とする磯根資源の回復までには至っておらず、種苗放流事業等を積極的に行い、資源回復を図っていく必要がある。

本市の漁業形態は、小型漁船によるイカ、ブリ、マダイ、マグロ類等の一本釣漁業、定置網、採貝藻、刺網、延縄漁業が行われ、入江の静穏域では真珠、マグロ、ブリ、貝類等の養殖が行われている。また、これら水産物の干物や塩漬などの水産加工も行われている。

近年、本市の主要水産物であるイカ、ブリ、マグロ、アワビ、ウニ類の漁獲量減少に加え、資源の減少、漁業生産資材の高騰、イルカの食害等、漁業を取り巻く環境の変化により漁家の経営は悪化の一途をたどりつつある。併せて後継者不足、漁業従事者の減少も進んでいる。

令和6年の漁業生産量は約1,496tで、生産額は19億円と、令和元年と比べて生産量は34%、生産額では9%減少している。

このような漁業不振の主な原因は一過性だけのものではなく、将来にわたる構造的な問題と考えられることから、従来の漁業のあり方を根本的に見直し、新しい環境に即応することのできる足腰の強い漁業を育成することが緊急の課題となっている。

従来、栽培漁業は、本市の漁民に馴染みの薄いものであったが、近年の資源の枯渇の対策として、獲る漁業から育てる漁業への転換を図るため、カサゴ、アカウニ、アワビ、クエ、アオナマコ、サザエ等の種苗放流を計画的に実施している。また、資源管理型漁業にも積極的に

取り組み、漁獲物の安定供給を目指している。

更に今後は、限られた漁獲物に対する付加価値の向上及び生産コストの削減を図り、漁家経営の安定を図る必要がある。

(ウ) 商工業

本市の商業は、飲食料品・日用品等の小売業、飲食業、生活関連サービス業を行う小規模店がそのほとんどであったが、大規模小売店舗の相次ぐ立地やドラッグストア・コンビニエンスストアの郊外立地、消費の多様化に加え、福岡都市圏等への人口流出やインターネット等によるEC（電子商取引）の普及等から、年間販売額は減少傾向にある。

今後は、個々の事業者の個別相談・経営指導の強化による経営改善に加えて、島外からの外貨獲得による販売額の回復や、労働生産性を高める取組が必要である。

第2次産業では、就業人口は建設業を主として、焼酎製造業などの製造業が続いているが、分野別の総生産はほぼ同程度であり、その中でも家内工業的な小規模事業者が多い焼酎製造業では「壱岐焼酎」が平成7年に、世界貿易機関（WTO）から地理的表示の産地指定を受けており、世界に認められるものとなっている。引き続き、壱岐焼酎ブランドの確立が必要である。

(エ) 企業誘致

企業誘致については、本市は離島のため、輸送コストが高くなるなど企業誘致にとって条件的に厳しい状況であるが、本市においては市内全域に光ファイバー網の整備を行っており、その高速情報通信インフラと壱岐テレワーク施設を活用し、情報サービス業などのサテライトオフィスの誘致を展開していることから、保険代理店のコールセンターの誘致、さらに流通コストの負担が比較的少なく付加価値の高い製品の製造を行う事業者の立地も実現している。

今後も、本市の実情に即した企業誘致を進め、若者等にとって就きたいと思える様な多様な業種において、雇用機会の拡充に努める必要がある。

(オ) 情報関連産業

SDGs 未来都市である本市は、「壱岐生き対話型社会『壱岐（粋）な Society5.0』」の実現を2030年のあるべき姿として、IoT や AI などの先進技術を積極的に活用して、基幹産業である1次産業から、就業者数の多い3次産業までの様々な領域をスマート化していくとともに、Industry4.0 を駆使した新たな6次産業モデルの構築に取り組んでいる。

あるべき姿の実現には、既存の市内高速情報通信インフラの性能の強化を図るとともに、IoT や AI を含む情報関連産業における高度専門人材の育成と併せて、先端技術により付加価値の高いサービス等を創出する企業の誘致やスタートアップ等を強化する必要がある。

(カ) 観光・レクリエーション

本市は、昭和43年7月、壱岐対馬国定公園の指定を受けた自然景観に優れた島で、海、温泉、史跡等の文化財等、多くの観光資源に恵まれており、折からの離島ブームもあって、夏の海水浴客を中心に盛況が続いていた。

しかし、長引く不況や交通アクセスの問題、海水浴ブームの衰退等により、年間観光客延数は、平成3年をピークに年々減少。令和元年では39万人であったが、コロナ禍となった令和2年度が23万人、令和3年度が22万人とコロナ禍前の6割弱まで減少した。その後、行動制限の緩和や旅行支援などの観光需要回復対策の事業等もあり、令和4年度は32万人、令和5年度は35万人とコロナ禍前に比べ、約9割まで回復してきた。

また、観光消費額は、物価高騰やインバウンド需要の拡大等影響もあり、一人あたりの宿泊客単価が上昇している。平成22年2月に一支国博物館開館、平成31年4月に壱岐イルカパークがリニューアルし、2つの施設を拠点とした滞在型観光の推進に取り組んでいる。宿泊事業者においては、施設の老朽化、後継者問題、資金不足等から顧客サービスの低下が問題となっているとともに、修学旅行などの団体旅行の受け皿が不足している。

多様化、変化する観光客のニーズに応じた施策の変化に対応した通年型、滞在型観光の島づくりを、様々な業種との連携により、島民総力で進めていく必要がある。

平成29年度からの「有人国境離島法」の施行に併せて、県と関係市町が一体となり体験プログラムの開発や磨き上げ、その体験を組み込んだ旅行商品の販売等を実施し、観光客の滞在時間の延長、観光消費額増加等を促進している。また、近隣である福岡市、対馬市、唐津市が連携し観光面を中心として交流人口、関係人口増加に向けた取組を実施している。

海外部門においては、台湾、韓国、香港市場をメインターゲットとしつつも、大阪から西の官民組織「西のゴールデンルートアライアンス」にも加盟することで、欧米豪市場に向けても、誘客促進事業を実施し、認知度向上、誘客促進を図っている。

また、本市の主要イベントである壱岐ウルトラマラソン、ツール・ド・壱岐島、壱岐の島新春マラソン大会を通じて、地域経済の活性化及び交流人口拡大を推進しなければならない。

公園等レクリエーション施設については、老朽施設改修や快適な利用のための拡張等の整備が必要な施設が少なくない。レクリエーション施設の安全で快適な利用を促進するため、これらの施設整備を図る必要がある。

(2) その対策

(ア) 農 業

○高収益型農業を目指し、肉用牛、米など基幹作目の産地体制の確立や施設・作業機械の導入を図り、アスパラガス、いちご、メロンなどの施設園芸の振興と、新たな戦略作目であるばれいしょ（壱岐黄金）等の露地野菜の振興を推進し、未利用ハウスや水稻育苗後のハウスを利用したミニトマト等の生産拡大を図るとともに、流通の強化による販路の拡大も図る。

- 強い農業の確立を図るため、生産組織や農作業受託組織等を育成し、機械の共同利用と農作業の受委託を進め、省力化、低コスト化により生産性の向上を図る。
- スマート農業の導入・普及により、生産現場の課題を解決し、省力化と高品質生産による収益性向上を図るとともに、同技術の応用による、適切な農薬散布や施肥、効率的な管理作業と収穫作業など、生産活動に係るデータの蓄積と分析による熟練技術の継承を推進する。
- 地域農業の担い手として、認定農業者や新規就農者、集落営農組織等の確保育成及び法人化を図る。
- 農地中間管理機構による農地の集積、耕作放棄地の利用促進を図り、生産性を高めるため農地の集約化を促進する。
- 耕種・畜産連携による堆肥の利用促進など地域内資源循環型農業の展開を図るとともに環境にやさしい農業を推進する。
- 生産性の向上、経営近代化等による農作業の効率化及び農山村の多面的機能維持を図るため、生産基盤や機械等の整備を促進する。
- 本市の特色を活かし、観光資源と連携して、都市と農村の交流を図り、農村集落での体験型農業や農泊などの体験プロジェクトを推進する。

(イ) 水産業

- 漁業後継者不足による漁業就業者の高齢化が進む中、高齢者が安心して就労できる環境を整備する。
また、新規就業者、漁家の後継者の確保を積極的に推進し、漁業担い手として育成強化を図るとともに、経営感覚に優れた担い手の育成も行う。
- イスズミ等の植食性魚類を積極的に駆除することで、海藻の生産量と魚の摂食圧とのバランスを取り、藻場を回復させる。
- 栽培漁業に対する漁業者の意識高揚に努め、資源管理型漁業を推進する。
- アワビ・サザエ・ウニ等の根付資源を対象とした地先型増殖場の整備や磯焼け対策、藻場の造成を図り、水産資源の生息環境を保全する。
- イカ、ブリ、サワラ、ウニ等や水産加工品の産地ブランドの確立・定着化を推進し、消費者ニーズに対応した商品開発と流通体制の迅速・効率化を行うとともに、地産地消を拡大し、

総合的な販売促進を図る。

○漁業・漁村を観光資源として、海業を推進し、漁家の就労機会の増大と漁家経営の安定化及び多角化を推進する。

○港湾施設、漁港施設の整備改良及び維持補修等により、漁業の近代化及び安全で効率的な漁業環境の維持、向上を図る。また、違法操業の取り締まり等を推進し漁場保全を図る。

(ウ) 商工業

○商工業者の経営改善や労働生産性を向上させるため、生産性向上に資する先端設備やITツールの導入等、チャレンジする事業者の設備投資を推進する。

○経営指導等を行う関係機関と連携して、雇用機会拡充事業等の積極的な運用により、創業及び事業拡充を支援し、地場産業の活性化による雇用機会の拡大を図る。

○キャッシュレス決済の普及促進や、しまの産品振興を担うふるさと商社等のECサイトの強化など、消費者ニーズにマッチした販売環境の整備を支援する。

○吉岐市内のしまの産品の高付加価値化とともに、農林水産業と商工業の連携強化を後押しして、魅力ある売れる商品の開発を促進する。

○吉岐焼酎をはじめとした吉岐産品の商品開発を支援するとともに、ターゲットを定めた効果的なプロモーションを国内外で展開し、吉岐産品のブランド化を図る。

○平成29年度からの「有人国境離島法」の施行に併せて、県と関係市町が一体となって地域商社事業を展開しており、吉岐市ふるさと商社を活用し、大都市圏や海外での商談会やフードショーへの参加、バイヤーの招へい事業等を展開することで市内事業者とのマッチングに繋げ、吉岐産品の販路開拓を促進する。

○離島のハンディである海上輸送コストの一部を支援することで、販路開拓と事業拡大を促進し製造業の活性化を図る。

○ハローワークや商工会等の関係機関と連携して、雇用人材の確保、事業承継などの支援に取り組み、経営基盤の安定に努める。

(エ) 企業誘致

○一定の事業用資産を取得した対象業種を営む企業に対し、その資産に対する税制優遇措置の適用や、雇用機会拡充事業補助金及び企業立地促進事業補助金等による企業支援制度を

積極的に運用する。

○企業訪問や立地相談などにより、事業所立地に適当な用地情報や、立地意欲のある企業の情報収集を行う。

○立地意欲のある企業に対し、ニーズに応じた用地情報その他の情報提供及び現地案内等を実施する。

(オ) 情報関連産業

○吉岐テレワーク施設及び民間所有施設を拠点に、付加価値の高い先端産業や情報通信関連企業等の誘致に加え、各種ベンチャー企業の誘致及び経営支援を行う。

○高度な IT リテラシーを有する人材や IT を活用した副業に従事できる人材等を育成するために、目的に応じた IT 教育プログラムの実施によるスキル獲得を行う。

(カ) 観光・レクリエーション

○個人、団体、教育旅行、スポーツツーリズム、各種大会誘致など、多様なニーズに応じた旅行商品や滞在プログラムの充実化を行う。

○観光の島として快適な空間や宿泊施設を提供するため、宿泊施設の魅力向上支援や観光施設のバリアフリー化、観光案内板整備等を実施し、島の良好な空間づくりを推進する。

○観光コンテンツとワーケーション、テレワークを連携させ、新たな交流人口増加、滞在日数増加に繋げる。

○SDGs を組み込んだ体験プログラム、旅行プラン等を開発し、コンテンツの質向上に繋げる。

○観光の啓発活動を推進するとともに、観光に関連する人材の育成、おもてなしの心の醸成を図る。

○夏型観光から通年型観光への転換を図るため、観光資源の有効活用、滞在型観光の充実及び魅力あるイベントの開発等を積極的に行う。

○一支部博物館及び吉岐イルカパーク&リゾートを核として、歴史、自然及び周辺観光スポットを組み合わせた周遊ルートの開発、整備に取り組む。

○大型客船や修学旅行、スポーツ合宿、実業団誘致、コンベンションなどの誘致により、交

流人口の拡大を図る。

○本市の主要イベントである壱岐ウルトラマラソン、ツール・ド・壱岐島、壱岐の島新春マラソン大会を運営するための業務補助及び参加者増に向けた情報発信を強化する。

その魅力を市内及び全国各地に周知し、地域経済の活性化、健康増進・体力向上及び交流人口拡大を図る。

○福岡都市圏、関東・関西圏をメインターゲットとした効果的な情報発信により、本市の知名度アップと誘客を図る。

○外国人観光客にとってストレスフリーな環境を整備するため、多言語化の推進、サインや案内板の統一、観光人材の育成等を図る。

○市民の憩いの場及び交流の場となる公園等レクリエーション施設を整備し、市民活力の増進を図る。

○今後も引き続き、他自治体との連携を図ることで、1つの自治体では実施できない誘客施策等を展開し、誘客促進に繋げる。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
2 産業の 振興	(1)基盤 整備 農業	県営圃場整備事業（木田地区）	区画整理 A=23.3ha	県
		県営ため池堤体改修事業（壱岐地区）	ため池N=4ヶ所	県
		県営ため池堤体改修事業（和田地区）	ため池N=1ヶ所	県
		県営ため池堤体改修事業（壱岐2期）	ため池N=4ヶ所	県
		県営ため池堤体改修事業（壱岐3期）	ため池N=2ヶ所	県
		県営ため池堤体改修事業（壱岐4期）	ため池N=2ヶ所	県
		県営ため池堤体改修事業（壱岐5期）	ため池N=2ヶ所	県
		土地改良施設維持管理適正化事業	農業用施設維持補修	市
		地域ストックマネジメント事業(郷ノ浦地区)	農業用配水管更新 L=1.0km	改良区
		地域ストックマネジメント事業(芦辺地区)	農業用配水管更新 L=2.0km	改良区
	県営基幹ストックマネジメント事業(梅ノ木ダム)	ダム施設補修 1式	県	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体		
		県営基幹ストックマネジメント事業(当田ダム)	ダム施設補修 1式	県	
		農村地域防災減災事業	ため池ハザードマップ作成 N=2ヶ所	市	
		農村地域防災減災事業	ため池劣化状況調査 N=1ヶ所	市	
		農村地域防災減災事業	ため池・実施計画策定 1式	県	
		多面的機能支払交付金事業	管理作業手当、水路・農道・ため池の軽微な補修・更新活動	地元	
		耕作放棄地解消等小規模基盤整備事業	農業用施設維持補修	地元	
	(2)漁港 施設		農山漁村地域整備交付金事業(初山地区)	初山漁港(防風柵116m・簡易浮棧橋120m)	市
			海岸メンテナンス事業(箱崎前浦漁港海岸)	護岸176m	市
			水産物供給基盤機能保全事業(湯ノ本漁港)	岸壁150m・護岸15m・棧橋40m	市
			漁港施設機能強化事業(石田漁港)	防波堤23m	市
			農山漁村地域整備交付金事業(渡良地区)	渡良漁港(防風柵55m・簡易浮棧橋120m)	市
			水産生産基盤整備事業(芦辺漁港)	防波堤40m	県
			水産物供給基盤機能保全事業(芦辺漁港)	臨港道路60m・物揚場60m	県
			水産物供給基盤機能保全事業(大島漁港)	浮棧橋2基	県
			県単独修築事業	芦辺漁港(用地舗装500㎡)、大島漁港(用地舗装500㎡)	県
			芦辺港ターミナル整備事業	駐車場整備	市
			芦辺港ターミナルビル空調設備改修事業	空調設備更新	市
	(3)経営 近代化 施設	農業	ながさき水田農業生産強化支援事業(ハード分)	スマート農業機材、専用機械導入補助	市
			園芸ブランド力強化対策事業	施設園芸施設・機械整備補助	農協・ 地元
			スマート農業推進促進事業	スマート農業機械導入補助	農協・ 地元
			ながさき農業気候変動総合対策事業	高温対策に係る部材・機械、新改植	地元 (農家)
			ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業	農業用機械・施設導入補助	地元 (農家)
			農業経営安定化支援事業	施設園芸施設整備	地元 (農家)
			肉用牛活性化プロジェクト推進事業	遊休施設利用推進、牛舎増改築等増頭対策	農協・ 農家
		水産業	漁船近代化機器導入事業	漁船機器整備	漁業者
			認定漁業者支援制度	新技術・機器導入・機関換装	漁業者
	(4)地場 産業の 振興	生産施 設	畜産クラスター構築事業	牛舎建築・繁殖牛導入	農協・ 地元
強い農業づくり総合支援交付金			農業用機械・施設導入事業	農協・ 地元	
担い手確保・経営強化支援事業			農業用機械・施設導入事業	農協・ 地元	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
2 産業の 振興	(5)企業 誘致	企業誘致事業所整備事業 貸付施設整備（勝本学校給食共同調理場、久松芦辺保育所他）	市	
	(7)商業 共同利 用施設	商業施設整備事業 市有商工施設整備（マリソパル吉岐、印通寺共同店舗、シーフードセンター、朝市施設、朝市通り施設他）	市	
	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	地域肉用牛緊急増頭対策事業 【目的】繁殖雌牛の増頭を図る。 【事業内容】吉岐市農業振興対策事業費補助金（定額2万円/頭） 【事業の必要性】家畜市場で購入・導入および自家保留により増頭される繁殖雌牛の導入経費を支援する。 【見込まれる事業効果】繁殖雌牛の頭数が確保され、吉岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協
			肉用牛活性化プロジェクト推進事業 【目的】肥育牛の増頭対策を支援する。 補助金額：2万円（市場導入）・1万円（自家保留） 【事業内容】吉岐家畜市場での購入子牛および自家産子牛の肥育素牛導入経費に対し助成する。 【事業の必要性】全国的な繁殖雌牛の減少により子牛（肥育素牛）の価格が高騰しており肥育経営を圧迫していることから、このままでは、肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である『吉岐牛』の出荷が減少の一途をたどることとなる。 【見込まれる事業効果】肥育農家の経営安定により、吉岐牛ブランドの維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)
			環境保全型農業直接支払交付金事業 【目的】農業分野でも地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、環境保全に効果が高い営農活動を支援する。 【事業内容】化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行う。 【事業の必要性】環境保全型農業を広く普及・推進していくにあたり、農業者の負担軽減を図るため、支援を行う必要がある。 【見込まれる事業効果】環境にやさしい農業の実践により消費者ニーズの拡大、ブランド価値向上、環境保全に効果がある営農活動にかかる農業者の負担軽減が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協・ 地元
			長崎県家畜導入事業 【目的】繁殖雌牛の維持・増頭を図る。 【事業内容】繁殖牛導入実績により補助金を交付（市：1頭当たり5万円） 【事業の必要性】家畜導入に対し補助することで、繁殖牛の維持・増頭を図る。 【見込まれる事業効果】繁殖雌牛の頭数が確保され、吉岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協
			ながさき水田農業生産強化支援事業（ソフト分） 【目的】米・麦・大豆の生産拡大やスマート農業技術等の導入による水田農業の所得最大化を図ることを目的とする。 【事業内容】JA・生産部会・集落営農組織等が策定する「水田経営計画」策定のために必要な取組を支援する。 ・無人ヘリオペレーター等研修、栽培技術マニュアル作成、研修会開催等への支援 【事業の必要性】水田農業所得向上のため、水稻の高温耐性品種作付拡大や麦・大豆の生産性向上など産地強化が必要である。 【見込まれる事業効果】水田経営計画に基づき、栽培技術の向上や効率的な防除体制・作付栽培体制の整備が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元
スマート農業推進促進事業 【目的】農業者の高齢化や後継者不足による労力不足を解決するため、スマート農業を取り入れ、担い手不足に歯止めをかけることを目的とする。 【事業内容】スマート機器導入費用の1/4を支援する。（予算の範囲内） 【事業の必要性】人材不足と高齢化が進む中、スマート農業機器の導入費必要不可欠である。 【見込まれる事業効果】 【事業の必要性】作業の効率化、省力化、低コスト化が図られ農業者の所得向上が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	
		吉岐市新規就農者支援事業 【目的】担い手の育成・確保を図る。 【事業内容】就農計画の認定を受けた農家子弟である後継者及び新規就農者の施設整備・機械導入などの初期投資に対して、事業費最大200万円×1/2補助(最大100万円) 【事業の必要性】農業の担い手を確保するため、経営が不安定な就農直後に資金を交付し、担い手の定着を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】担い手を確保することで、吉岐の農業が守られ、更には農地保全につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)
		離島輸送コスト支援事業 【目的】生産者の生産意欲の向上を図る。 【事業内容】農畜産物の海上輸送費支援 【事業の必要性】輸送費の支援による出荷コストの低減分を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。 【見込まれる事業効果】輸送費が低減化されることにより、農家所得が向上され、経営基盤の強化や生産規模の拡大につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協・ 地元
		実行組合長事業促進費 【目的】 【事業内容】農事連絡謝礼金として各実行組合長に報償費(平等割+戸数割)を支払う。 【事業の必要性】実行組合長の事業推進 【見込まれる事業効果】謝礼金の支出により、農事連絡の円滑な実施が見込まれ適正な事業(転作確認)が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		森林病虫害等防除事業 【目的】松くい虫防除 【事業内容】森林病虫害等防除損失補償金 県標準単価 100% 【事業の必要性】松くい虫防除を実施する。また、薬剤の樹幹注入(市単独事業)による松くい虫被害の予防を実施する。 【見込まれる事業効果】松くい虫防除を適期に実施することにより松枯れを防止し、飛砂防備、潮害防備等の国土保全に資する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		森林保全造林事業 【目的】松林の緊急保護により森林の有する公益的機能の回復を図る。 【事業内容】造林事業費補助金 補助率 70% 【事業の必要性】造林事業を推進し健全な森林資源の造成を行い水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進を図る。 【見込まれる事業効果】森林保全造林事業の実施により、流域の保全を図る水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等、多面的機能の増進が期待できる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐地域栽培漁業推進協議会負担金 【事業内容】吉岐地域栽培漁業推進協議会が実施する事業費の1/2を市が負担し、吉岐市・漁協・漁業者が一体となり、沿岸海域の水産資源の維持増大を図るため、クエ等の種苗を購入し、沿岸海域へ放流する。また、吉岐栽培センター職員を雇用し放流用種苗の生産を支える。 【事業の必要性】沿岸漁業振興のためには、沿岸海域の水産資源の維持増大を図り、漁業生産の向上と漁家経営の安定を図るためには継続して実施する必要があると考えられる。 【見込まれる事業効果】吉岐地域栽培漁業推進協議会が実施する種苗放流事業等により、沿岸海域の水産資源の維持増大が図られ、漁業生産の向上と漁家経営の安定に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元
		漁業就業者確保育成総合事業 【事業内容】漁業就業者確保のため、漁業体験研修や新規就業者に対する技術習得支援、生活支援等を実施する。 【事業の必要性】基幹産業である漁業は、後継者不足による就業者の減少や高齢化が進み、持続的な漁業生産と漁村活力の維持を図るためには新規就業者の確保が重要であり、その対策が必要である。 【見込まれる事業効果】漁業新規就業者の定着を促進し、漁村活力の向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 漁協・ 漁業者
		離島輸送コスト支援事業 【事業内容】水産物の海上輸送費支援 【事業の必要性】輸送費の支援による出荷コストの低減分を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。 【見込まれる事業効果】生産者の生産意欲向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協・ 地元
漁場監視活動事業 【事業内容】漁協自警船による漁場監視活動の人的費用等に対し補助する。 【事業の必要性】対馬海峡に面する吉岐市近海は、好漁場として古くから一本釣漁業が盛んに行われているが、まき網・底びき網等の違反操業から漁場を守る必要がある。 【見込まれる事業効果】漁場保全による漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業 水産資源調査事業 【事業内容】藻場形成事業実施漁場及びその周辺沿岸域における、アワビ資源調査等の事業効果調査を実施する。 【事業の必要性】海水温上昇による漁場環境変化や操業競合の激化等により、漁業資源が減少しており資源管理型漁業の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】今後の資源管理型漁業施策に活用することで、さらなる漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		漁業用燃油対策事業 【事業内容】市内漁業協同組合の正組合員が使用する漁業用燃油の購入に対し、1リットルあたり10円の補助を行う。 【事業の必要性】燃油価格の上昇等に伴い採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図る。 【見込まれる事業効果】漁家経営の安定と水産物の安定供給の維持及び確保に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		漁業生産緊急支援事業 【事業内容】市内漁業協同組合の正組合員が使用する魚箱（発泡スチロール箱・木箱等）の購入に対し、購入額の10%の補助を行う。 【事業の必要性】魚箱（発泡スチロール箱・木箱等）の価格上昇等に伴い採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図る。 【見込まれる事業効果】漁家経営の安定と水産物の安定供給の維持及び確保に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		漁獲安定共済事業 【事業内容】漁獲共済の自己負担額のうち、5%を補助する。 【事業の必要性】水産業は自然等の環境を受けやすく、水揚量の上下は避けがたいため、不漁の際の保証である漁獲共済については漁業者の生活安定に重要な役割を果たしている。 【見込まれる事業効果】漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		漁業近代化資金等利子補給事業 【事業内容】漁業近代化利子補給事業・沿岸漁業等振興資金利子補給事業・漁協プロパー利子補給事業・水産業振興資金利子補給事業・漁業経営維持安定資金利子補給事業の5事業に対して、支払利子の1.5%分以内を助成する（ただし、個人負担は0.3%分以上）。 【事業の必要性】漁船等の高額な設備投資や不漁による収入源等、経営面で不安定になる事は避けがたいところであり、多くの場合長崎信漁連の金融制度を利用しているが、その際に発生する利子は漁業経営を圧迫し、制度の利用を躊躇する理由になっている。 【見込まれる事業効果】各種の金融制度を利用しやすくする事で、漁家経営の安定化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	信漁連・ 漁協
		漁船損害補償事業 【事業内容】漁船保険の掛金について、本人負担額の5%を補助する。 【事業の必要性】漁業を安心して営むため、漁船保険は必要なものであるが、その掛金は漁家経営を圧迫している。 【見込まれる事業効果】漁業者の生活が安定することで、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協
		水産多面的機能発揮対策支援事業 【事業内容】①生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することが出来る藻類・魚介類の放流を行う。 ②藻場の保全活動 ③水域の監視 ④海の監視ネットワーク強化 ⑤海難救助訓練 【事業の必要性】漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が関わる問題が深刻化している。安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視、海難救助訓練により国民の生命・財産を守るなど、市民に幅広く便益をもたらすため、地域の漁業者、住民による活動を推進する必要がある。 【見込まれる事業効果】漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業 離島漁業再生支援交付金 【事業内容】 漁業再生につながるような取組を行う漁業集落に対し交付金を交付する。 ①漁場の生産力の向上と利用に関する集落の会議を実施する。 ②漁場の生産力向上に関する取組を実施する。 ③集落の創意工夫を活かした新たな取組を実施する。 雇用を創出するための取組を行う被支援者に交付対象となる経費の一部(3/4)を支援する。(上限9,000千円/年) 【事業の必要性】 販売・生産面で不利な条件にある離島地域において、漁業再生活動の自立的かつ継続的な実施のためには、必要不可欠な事業である。 【見込まれる事業効果】 生産性の向上、付加価値の向上等により漁業収益を向上させ漁業再生活動の自立かつ継続的な実施が可能となり、漁業集落の活性化が図られる。雇用機会の拡充により国境離島地域の漁業集落の維持・発展が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体・ 漁業者
		吉岐市磯焼け対策協議会負担金 【事業内容】 吉岐市磯焼け対策推進計画に基づく磯焼け対策推進体制の一元化を行い、各漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策を推進するため、吉岐市磯焼け対策協議会を設立し、各種磯焼け対策事業を行う。 【事業の必要性】 磯焼けを解消し、採介藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋げる 【見込まれる事業効果】 各種磯焼け対策事業を行う事で、藻場の早期回復が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
	商工 業・6 次産業 化	吉岐市戦略産品輸送経費支援事業 【事業内容】 製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送経費の一部を支援することで、事業者の負担を軽減させ、新たな設備投資や雇用の拡充等につなげ、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 【事業の必要性】 吉岐は離島であるがゆえに本土と比較すると、製品の移出及び原材料の移入に係るコストが高く、経営圧迫の大きな要因となっているため、輸送経費に対する支援が強く求められている。 【見込まれる事業効果】 海上輸送経費の一部を支援することで事業者の負担が軽減され、新たな設備投資や雇用の拡充等により、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		吉岐焼酎知名度アップ事業 【事業内容】 テレビのスポットCMの放映、フリーペーパーへの掲載、博多駅の人気居酒屋とのタイアップイベントの開催等で、福岡都市圏の在住者及び旅行者等に対して吉岐焼酎を広くPRし、吉岐焼酎の知名度アップと消費拡大を図る。 【事業の必要性】 地域産業を支える吉岐焼酎の産地振興を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】 産地形成がなされた吉岐焼酎の販路拡大支援により、ブランド力やその高付加価値化に期待できる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		吉岐市地域商社事業 【事業内容】 しまの地域商社を設立し、しまの商品の販路開拓等を行い、しまの活性化に寄与する。 【事業の必要性】 吉岐の優れた農林水産品等について、県と一体となって首都圏等で新たな市場や販路を開拓し、生産者の所得向上や雇用の促進を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】 地域商社の活動により、しまの事業者の生産拡大や加工品など新たな商品開発につなげ、事業拡大と雇用の場の創出に波及させ、しまの経済の好循環を生み出し、人口減少の抑制と地域社会の維持を図っていく。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		物産販路拡大対策事業 【事業内容】 大都市圏である東京・大阪において物産展を開催し、吉岐市物産品はもとより観光及びふるさと納税も含めた吉岐市のPRを行う。 【事業の必要性】 吉岐ブランドの販路拡大と知名度アップ、誘客の推進、ふるさと納税獲得のため、首都圏等での物産展開催は必要である。 【見込まれる事業効果】 吉岐産品の知名度アップと消費及び販路の拡大、さらには移住を含む誘客促進、ふるさと納税の獲得につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐産品海外輸出支援事業 【事業内容】 吉岐産品の製造及び取扱い事業者に対して、海外輸出に関するセミナーや海外商談会出展等を通じ、海外販路の開拓を支援する。 【事業の必要性】 吉岐市には魅力的な産品があるものの、国内においては人口減少・少子高齢化により急速な市場減少は避けられず、新市場＝海外販路開拓の選択肢も必要である。 【見込まれる事業効果】 吉岐産品のブランド化の一つの方向として海外展開を行なうことにより、吉岐市のPRはもとより、吉岐産品の消費と販路及びインバウンドの拡大に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	商工 業・6 次産業 化 地域イベント開催助成事業 【事業内容】地域の消費喚起及び地域経済活性化を目的とし、地域団体が開催するイベント経費に対する補助。 【事業の必要性】地元商工業の販売額減少等による地域活力の低下対策とし、消費者の消費意欲の増進と市内中・小規模事業者支援を目的とする事業を行うことにより、地域の活性化を図る対策が必要である。 【見込まれる事業効果】物価高の影響で実質購買力の低下により低迷している地元消費の喚起を促し地域経済が活性化することが見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		雇用機会拡充事業 【事業の目的】新たな雇用を生む創業・事業拡大を行なう民間事業者に対して、設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金を補助する。 【事業の必要性】島内における持続的な居住が可能とするため、その環境の整備と雇用の創出が必要である。 【見込まれる事業効果】地域社会の維持に欠かせない雇用創出効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		吉崎市商店街にぎわい整備事業費補助金 【事業内容】商店街において行う共同施設整備事業(環境整備事業、情報化推進事業及び特認事業)への助成。 【事業の必要性】にぎわいのある街づくりを創出するための環境改善が必要な商店街がある。 【見込まれる事業効果】商店街のにぎわいと、地域の特性を活かし快適で魅力的かつ人に優しい空間づくりを創出する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉崎市特定創業支援事業 【事業内容】経営、財務、人材育成、販路開拓など創業に関する基礎知識の習得に関するセミナーの開催。 【事業の必要性】地域資源等を活かした創業希望者の掘り起こしが必要である。 【見込まれる事業効果】地域資源を有効に活用する販売戦略や新商品開発などにより、地域内創業が実現する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
	観光	インバウンド推進事業 【事業内容】海外に向けたプロモーション、旅行商品造成、ニーズに訴求するコンテンツ作り等に取り組むとともに、外国人観光客に対する受入環境整備の強化。 【事業の必要性】日本の人口減少に伴い、国内観光客の誘客が厳しくなっている中、外国人観光客の誘客は必須となっている。 【見込まれる事業効果】本市に訪れる外国人観光客の増加、滞在日数の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市 団体 民間
		観光施設管理事業 【事業内容】観光客に対する観光施設の健全なサービスの提供。(観光地トイレの水洗化・洋式化、観光案内板整備及び修繕、重機購入、公園遊具の改修 等) 【事業の必要性】良好な維持管理をすることは観光地域を活性化に繋がる。 【見込まれる事業効果】交流人口拡大、観光客の満足度向上 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐行き教育旅行手荷物配送支援事業補助金 【事業内容】手荷物配送に要する経費を助成(離島のため乗換での手荷物へのハンデを軽減し教育旅行を誘致) 【事業の必要性】来島実績の多い関西圏を中心に来島校を維持・増加させるためにも、移動時の負担を減らせる手荷物配送支援の補助金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なりピーター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐行き教育旅行推進事業 【事業内容】修学旅行で吉岐市に訪れる生徒の人数及び行程内容に応じて補助 【事業の必要性】教育旅行は多くの業種に対しての経済波及効果がある重要な事業であるため、今後も積極的な誘致のためにも補助金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なりピーター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	観光 吉崎市観光連盟運営費補助金 【事業内容】本市の観光専門機関として、各種観光関連団体等と連携し国内外からの誘客施策を実施。 当補助金は、吉崎市観光連盟の全体運営費の一部に充てている。 【事業の必要性】 本市において唯一の観光専門機関であり、本市と共に本市全域の観光振興に取り組んでいることから、当機関の存在は必須であり、運営への支援は必要である。 【見込まれる事業効果】観光交流人口拡大による地域経済の発展、地域活性化など ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		滞在型観光促進事業（有人国境離島交付金） 【事業内容】旅行者に「もう1泊」してもらうため、地域の特色を活かした朝・夜型を含む体験プログラムなどを開発し、国内外の旅行会社と連携し、旅行商品の販売・促進につなげる。また、メディアやイベントを通じて吉岐の魅力のPRを実施する。さらに、タイムリーな情報提供を観光客や旅行会社等に届けるため、パンフレット等を作成する。 【事業の必要性】吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げに取り組む必要がある。 【見込まれる事業効果】滞在時間の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市 団体 民間
		観光需要喚起対策事業 【事業内容】対馬市と官民連携。誘客促進に向けた戦略的・効果的な営業及び旅行会社支援、情報発信を実施。 【事業の必要性】燃油価格等の物価高騰や貸切バス新運賃制度による値上げなどに対して、ツアー催行が難しい状況にある。 【見込まれる事業効果】国内外からの交流人口拡大、島全体の経済活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	市 団体 民間
		神々の島吉岐ウルトラマラソン 【事業内容】島内一周のマラソンコース（100km、50km）を設け、ランナーが吉岐の魅力を感じながら走ることができるよう、市民ボランティア等と体力向上、健康増進に繋げる。 【事業の必要性】R8年度で第9回を迎え、本市の地域活性化に寄与する大会である。 【見込まれる事業効果】 交流人口の拡大、地域振興、観光客数増加、観光消費額増加など ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉崎市イベント振興事業（吉岐サイクルフェスティバル） 【事業内容】サイクルフェスティバルを実施する実行委員会の大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】サイクルフェスティバルは費用対効果が高いイベントであり、今後も本市の活性化にとって必要なものとする。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉崎市イベント振興事業（吉岐の島新春マラソン大会） 【事業内容】新春マラソン大会を実施する実行委員会の大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】市内外から多くの参加が期待できるイベント、今後も本市の活性化にとって必要なものとする。 【見込まれる事業効果】 交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		吉崎市スポーツ大会等開催助成事業 【事業内容】市内へ宿泊を伴うスポーツ大会を誘致し、大会を主催する市内団体に対して補助金を交付 【事業の必要性】 本市にとってスポーツ合宿は観光振興に寄与しており、市内の宿も影響を受けている。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊施設の経営維持、市内経済の活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉崎市島外スポーツ団体等誘致促進助成事業 【事業内容】合宿等スポーツ活動で市内宿泊施設に宿泊する島外スポーツ団体に対する助成、指定施設の施設使用料を減免する。 【事業の必要性】交流人口及び宿泊客の減少への対策が必要である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊客増加、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉崎市スポーツ合宿誘致支援事業 【事業内容】スポーツ合宿を連続して実施するプロのチーム及び団体等に対して、補助金を交付する。 【事業の必要性】スポーツ合宿の定着化に向けての対策が必要。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊客の増加、また、プロチームを誘致することで、子どもたちの競技力向上が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	企業誘 致	吉崎市企業立地促進事業補助金 【事業内容】雇用機会の増大と地域経済の活性化を図るため、市内に事業所を新設又は増設して事業を行う企業に対し、その設備等に対し補助を行う。 【事業の必要性】新規雇用を含む事業計画に基づく設備投資等への助成。 【見込まれる事業効果】雇用機会の拡大と地域経済の活性化、若者等の定着により人口減少の低減に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間
		(11)その他		
		勝本港埋立事業	埋立2500㎡	市
		勝本港地域活性化推進事業	地域活性化拠点施設整備	市
		印通寺港ターミナルビル修繕事業	空調設備更新、電動シャッター修繕	市
		港湾メンテナンス事業(統合補助)(郷ノ浦港)	岸壁(改修)1式・浮棧橋(改修)1式	県
		港湾メンテナンス事業(統合補助)(勝本港)	浮棧橋(改修)2基・物揚場(改修)120m	県
		港湾メンテナンス事業(統合補助)(印通寺港)	物揚場(改修)20m・可動橋(改修)1基	県
		社会資本整備総合交付金(印通寺港)	岸壁(改良)70m・泊地(改良)5000㎡	県
		社会資本整備総合交付金(郷ノ浦港)	道路(改良)1式	県
		社会資本整備総合交付金(勝本港)	突堤(改良)40m	県
		第2世代交付金(郷ノ浦港)	物揚場30m	県
		第2世代交付金(勝本港)	物揚場58m	県
	県単独改修事業(郷ノ浦港)	浮棧橋(改良)3基・エプロン屋根30m	県	

(4) 産業振興促進事項

(ア) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
吉崎市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「(2) その対策」、「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉崎市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

(ア) 国の動向とデジタル社会の進展

国においては、「デジタル田園都市国家構想」のもと、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指し、デジタルの力で地方の社会課題を解決する取組が加速している。令和7年度末を目標とした地方公共団体情報システムの標準化・共通化（ガバメントクラウドへの移行）や、マイナンバーカードの普及・利活用が進む中、令和8年度以降は、これらのデジタル基盤を最大限に活用し、住民サービスの質的向上と行政運営の効率化を両立させることが求められている。

(イ) 行政DXとセキュリティの課題

本市においても、デジタル技術やAI（生成AI等）を活用した業務改革（BPR）と、申請・手続をオンラインや「書かない窓口」へ移行する「フロントヤード改革」を推進し、市民の利便性向上と職員の業務効率化を図る必要がある。一方で、行政サービスのデジタル化が進むにつれ、サイバー攻撃のリスクも高まっており、地方自治法改正により義務化された「サイバーセキュリティの確保」に向けた強靱な体制構築が急務となっている。

(ウ) 地域社会のDXと情報インフラの維持

産業分野では、人口減少に伴う担い手不足が深刻化しており、基幹産業である農林水産業におけるスマート化（IoT、ドローン、AI活用）や、観光分野でのデータ活用による生産性向上が不可欠である。情報通信基盤については、国の補助事業により整備した光ファイバ網が市内全域をカバーしているが、整備から長期間が経過し、機器更新や維持管理コストの増大が課題となっている。特に、リス等の小動物によるケーブル切断被害は深刻であり、災害時の通信確保や将来的な5G/ローカル5G等の高速通信需要を見据え、民間移譲や無線技術の活用も含めた持続可能なインフラの維持管理計画を策定・実行する必要がある。

(エ) デジタルデバイド（情報格差）の解消

行政手続や生活サービスのデジタル化が進む一方で、高齢者をはじめとするデジタル機器の利用に不慣れな住民が取り残されないよう、「誰一人取り残さない」ための支援体制の構築が引き続き重要な課題となっている。

(2) その対策

- マイナンバーカードを活用した「行かない市役所（オンライン申請の拡充）」や、来庁者の負担を軽減する「書かない窓口」を推進し、市民の利便性の向上と職員の事務負担軽減を図る。
- 庁内データの標準化・連携を進めるとともに、生成 AI 等の先端技術を業務に適用することで、行政事務の飛躍的な効率化と、データに基づく政策立案（EBPM）を推進する。
- ガバメントクラウド利用を前提としたセキュリティポリシーの運用を徹底し、サイバーセキュリティ対策を継続的に強化する。
- ドローンやセンシング技術、AI 解析などの導入により、農薬散布の省力化、適正施肥、漁場監視等のスマート化を推進し、担い手不足の解消と生産性の向上、高付加価値化を図る。
- 吉岐テレワークセンター等を核として、サテライトオフィスの誘致やワーケーションを推進し、高度 ICT 人材の還流・定着を図るとともに、地域課題解決型ビジネスの創出を支援する。
- 老朽化する光ファイバ網等の情報通信基盤について、小動物被害対策や災害対策を講じるとともに、民間活力の導入や無線技術とのベストミックスを検討し、持続可能な事業運営体制への転換を図る。
- 衛星通信やローカル 5G 等の多様な通信手段の特性を活かし、災害時や緊急時における通信の冗長性（リダンダンシー）を確保する。
- 高齢者等が身近な場所でデジタル機器の利用方法を学べるよう、デジタル活用支援員や地域のまちづくり協議会、民間事業者等と連携し、きめ細かな相談・支援体制を整備する。
- 地域社会の DX を牽引する高度 ICT 人材や、デジタル技術を活用して副業・兼業を行う人材を育成するため、実践的な IT 教育プログラムの提供やリカレント教育を推進する。

(3) 事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
3 地域に おける情報 化	(1)電気 通信施 設等情 報化の ための 施設	有線テレ ビジョン 放送施設 地域情報通信基盤整備事業 【事業内容】地上デジタル放送の難視聴地域を解消するため各家庭まで光ケーブルによるケーブルテレビサービスを実施している。 【事業の必要性】市内の1/3以上が難視聴地域である。また、防災や行政情報を伝達する手段として有効である。 【見込まれる事業効果】地上デジタル放送を視聴するうえで必要な設備となっている。また、議会や行政の情報を伝達する有効な手段である。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
3 地域に おける情報 化	(1)電気 通信施設等情 報化のため の施設	告知放 送施設 地域情報通信基盤整備事業 【事業内容】災害時における避難指示等の避難情報や行政情報は、市内の各家庭・事業所・屋外拡声局に設置している告知放送受信機を通じて市民に伝達している。現在、導入しているシステムのメーカーが令和7年度末をもって告知放送事業から撤退するため、新たなシステムを構築し、年次的に告知放送受信機を現製品と交換する必要がある。 【事業の必要性】市民の生命を守るため、必要な設備である。 【見込まれる事業効果】市民の生命を守るため、情報伝達手段として、必要不可欠である。	市
	ブロー ドバン ド施設	地域情報通信基盤整備事業 【事業内容】光ケーブルによる、超高速インターネットサービス 【事業の必要性】民間事業者が不採算地域として参入の見込みがないため、公費負担によるサービスの提供が必要不可欠である。 【見込まれる事業効果】現在のデジタル社会において光ケーブルによる超高速インターネットサービスは必要不可欠である。	市
	その他 の情報 化のため の施設	観光防災WiFi整備事業 【事業内容】観光施設・災害時避難場所でのWiFiサービス 【事業の必要性】観光施設や災害時避難場所などに公共のWiFiサービスを提供することにより、観光客の利便性向上、災害時の情報取得手段を確保する。 【見込まれる事業効果】観光客や災害時などに情報を取得できる環境を提供することにより、利用者の安全安心につながる。	市
		二次離島との海底ケーブル維持事業 【事業内容】海底ケーブルの「海底」での点検及び補修 【事業の必要性】地上と異なり海底の状態は敷設から15年間未確認でありインフラ維持の観点から一定間隔での点検が必要である 【見込まれる事業効果】断線等の防止	市
	その他	自治体情報システムの整備 【事業内容】自治体システム等の調達・維持管理 【事業の必要性】行政の業務を遂行する上で、必要不可欠である。また、今後は利用者視点から携帯端末との連携が必要である。 【見込まれる事業効果】行政の事務を効率的に処理していくため、情報システムの活用は有効である。	市
		コミュニティFM送信所整備 【事業内容】難聴地域のコミュニティFM送信所の増設 【事業の必要性】コミュニティFM放送は、災害時の情報提供施設としてその有効性は実証されている。現在、難聴地域があり、整備が求められている。 【見込まれる事業効果】災害時における情報伝達手段の一つとしてコミュニティFM放送は簡易な受信機で誰でも聞くことができる最も有効的な設備である。	市
	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	情報化 地域DX推進事業 【事業内容】マイナンバーカードを用いた行政手続きのオンライン化や「書かない窓口」の導入、生成AI等のデジタル技術を活用した内部事務の見直し、デジタル技術を活用して地域課題を解決する「地域社会DX」の取組を一体的に実施。 【事業の必要性】持続可能な行政サービスを提供するためには、デジタル技術を前提とした業務プロセスの再構築（BPR）が必要不可欠となっている。また、基幹系システム標準化移行後の新たな行政基盤において、クラウドやAI等のデジタル技術を有効活用し、更なる業務効率化と住民サービスの質の向上を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】「行かない市役所（オンライン申請）」や「書かない窓口」の実現により市民の利便性が飛躍的に向上するとともに、業務自動化等により創出された職員の人的資源を、相談業務や企画立案等のコア業務へシフトさせることで、効率的で質の高い行政運営と市民の「幸せ実感」の向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
	デジタル 技術 活用		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉崎市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本市の道路は、一般国道約19km、主要地方道約39km、一般県道約49km、市道約1,328km、合計1,435kmで構成しており、丘陵状の地形と平野部の散居型の集落形態や分散した農地を網羅している。なお、令和6年度末で舗装率は89.2%と高いが、改良率は51.1%にとどまっている。

以前は、フェリー等の入港時に、道路の混雑が生じていたが、郷ノ浦大橋や郷ノ浦トンネルなどの都市計画街路の開通により解消している。

生活道路については、改良や維持・補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着して安全で人に優しい道路として逐次整備を進める必要がある。

本市の道路、その多くが高度経済成長期に建設しており、老朽化が顕著になっているため、特に橋りょうなどの道路構造物については、改正道路法に基づいて年次的な点検や補修を計画的に実施して、長寿命化を図る必要がある。

さらに、三島地区（大島・長島・原島）の中で、唯一孤島となっている原島と大島を結び、さらに本島と大島との架橋に向けた国・県等への働きかけも続けていく必要がある。

《道路の整備状況》

(単位：m、%)

路線名	路線数	管理延長	改良			舗装延長	舗装率	
			規格改良	未改良	改良率			
国 道	1	19,003	19,003	0	100.0	19,003	100.0	
主要地方道	4	38,882	34,974	3,908	89.9	38,625	99.3	
一般県道	6	49,047	31,647	17,399	64.5	48,814	99.5	
市道	1級	76	146,477	145,174	1,303	99.1	145,390	99.3
	2級	104	145,485	144,347	1,138	99.2	145,267	99.9
	その他	3,739	1,036,153	389,558	646,595	37.6	894,118	86.3
計	3,919	1,328,115	679,079	649,036	51.1	1,184,775	89.2	
合計	3,930	1,435,047	764,703	670,343	53.3	1,291,217	90.0	

令和7年4月1日現在 令和6年度道路現況表

定期航路は、本市と福岡市博多港や対馬市厳原港を結ぶフェリーと高速船、本市と唐津市を結ぶフェリー、郷ノ浦港と付属島三島（大島・長島・原島）を結ぶ公営のフェリーが就航している。

博多・壱岐・対馬間を運航する高速船については、老朽化による更新が課題となっていたが、高速船2隻の内1隻は、国・県・壱岐市・対馬市の支援もあり、令和7年度に造船事業者との新船建造にかかる契約の締結が行われ、令和11年度に就航予定となっている。高速船は、交流人口の拡大等、市の振興発展には欠かせないため、今後も航路の維持・確保を図る必要がある。

吉岐の属島である三島とのフェリーについても、利用者の減少や燃料油等の費用高騰等により、事業者単独での航路維持は困難であり、国・県・市の一体となった支援が必要である。また、現行船についても既に耐用年数が経過し老朽化しており、今後、船舶の更新が必要である。

市外への定期航路において利用されている郷ノ浦港、芦辺港、印通寺港は、埋立地にターミナルビルや駐車場等を整備している。特に郷ノ浦港と芦辺港においては、ジェットfoil用浮棧橋の移設に伴う乗り場の変更や慢性的な駐車場不足の解消を図るため、駐車場等の再編整備を進めている。また、各港のターミナルビルについては、利便性・快適性の向上、老朽化に伴う長寿命化を図る必要がある。

航空路については、長崎空港と県内離島とを結ぶ航空路線を運航するオリエンタルエアブリッジが、吉岐と長崎を結ぶ便を運航している。令和5年度以降、新たにATR機2機が導入されており、今後も離島航空路線の維持・確保を図る必要がある。

吉岐空港ターミナルビルは、昭和40年の竣工であり、既に60年が経過したことによる老朽化と機能低下の面からも、建て替えの時期を迎えていることから、建て替えに向けた検討を進める必要がある。

島内の陸上交通については、地域住民に必要不可欠な生活交通である路線バスを民間事業者が運行しているが、人口減少等により年々輸送人員が減少している。一方で、令和3年度以降、交通空白地域及び不便地域であった市内2地区において、乗合タクシーが導入され、地域の移動手段の確保、利便性の向上が図られていることから、他の地域においても乗合タクシー等の新たな移動手段の確保を図るなど、住民のニーズに対応していく必要がある。

(2) その対策

○一般国道382号、主要地方道郷ノ浦沼津勝本線、一般県道湯ノ本芦辺線、一般県道渡良浦初瀬線、一般県道湯ノ本勝本線、一般県道初瀬印通寺線における未改良区間の拡幅や歩道等の整備を図り、道路交通の円滑化と安全性の向上に努める。

○幹線道路を補完する市道等の計画的な維持・補修に努めるとともに、狭隘道路等は地域の協力を得ながら、安全性・利便性の向上に努める。また、付属島や近距離にありながら、途中を海や山で隔てられていることにより、交通の不便な地区については、安全で最短の交通路を確保するため、橋りょう等の整備を検討する。

○陸上交通においては、吉岐市地域公共交通計画に基づき、路線バスの再編及び乗合タクシー等の導入を図り、市民の移動手段の確保、利便性の向上を図る。

○吉岐空港ターミナルビルは、県、市及び民間からなる株式会社の所有であるため、自社での建て替えは財源的にも困難である。また、改築する際の仮設のターミナルビルの設置場所の確保等、様々な課題を抱えているため、国や県、関係団体と連携し、建て替えに向けた取組を進める。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
4 交通施設 の整備、 交通手段の 確保	(1)市町 村道	道路		
		1 級市道黒崎線 (道路改良)	L=2,000.0m W=7.0m	市
		1 級市道錦線	L=1,500.0m W=7.0m	市
		2 級市道左京鼻線	L=1,000.0m W=7.0m	市
		1 級市道筒城七湊線	L=2,000.0m W=7.0m	市
		1 級市道南本線 (交通安全)	L=200.0m W=5.5m	市
		2 級市道仁駄橋線	L=200.0m W=8.5m	市
		1 級市道丘中田大久保線 (交通安全)	L=190.0m W=7.0m	市
		1 級市道船橋池田線 (交通安全)	L=480.0m W=5.0m	市
		1 級市道大久保本線 (交通安全)	L=350.0m W=5.5m	市
		2 級市道鮎川線 (交通安全)	L=380.0m W=6.5m	市
		2 級市道住吉長峰線 (法面対策)	L=94.0m W=6.5m	市
		1 級市道新郷ノ浦港線 (トンネル照明)	L=322.0m W=7.0m	市
		2 級市道半城里線 (法面対策)	L=87.3m W=7.0m	市
		2 級市道大石湯岳線 (法面対策)	L=109.3m W=6.0m	市
		1 級市道銀台線 (道路改良)	L=1,400.0m W=6.0m	市
		2 級市道刈田院線 (道路改良)	L=100.0m W=5.0m	市
		2 級市道釜田線 (道路改良)	L=700.0m W=6.0m	市
		1 級市道住吉船橋線 (道路改良)	L=1,000.0m W=6.5m	市
		1 級市道本村神里線 (道路改良)	L=3,000.0m W=7.0m	市
		1 級市道山崎線 (道路改良)	L=800.0m W=9.0m	市
		1 級市道深江筒城線 (道路改良)	L=800.0m W=7.0m	市
		1 級市道商高国分線 (道路改良)	L=2,000.0m W=7.0m	市
		1 級市道新城諸津線 (道路改良)	L=500.0m W=7.0m	市
		市道水畑線 (道路改良)	L=400.0m W=7.0m	市
		2 級市道津ノ宮線 (道路改良)	L=400.0m W=6.0m	市
		1 級市道初山中央線 (道路改良)	L=400.0m W=7.0m	市
		市道中山線 (道路改良)	L=230.0m W=4.0m	市
		2 級市道井鯉坂線 (道路改良)	L=150.0m W=6.0m	市
		2 級市道池田仲線 (道路改良)	L=150.0m W=5.0m	市
		1 級市道久喜線 (道路改良)	L=150.0m W=6.0m	市
		2 級市道友尻線 (道路改良)	L=1,000.0m W=6.0m	市
	2 級市道御手洗線 (道路改良)	L=500.0m W=6.0m	市	
橋りよ う	吉岐市橋梁長寿命化修繕計画	1 級市道住吉船橋線 (矢良橋) 他 5 橋 (橋 梁補修)	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
4 交通施設 の整備、 交通手段の 確保	(7)渡船 施設	渡船 フェリーみしま新船建造事業 【事業内容】フェリーみしまの新船建造に伴う設計を行う。 【事業の必要性】現在のフェリーみしまは、建造から20年以上経過しており、現状運航に支障はないが、新船建造に向けた取組を進める必要がある。 【見込まれる事業効果】将来にわたり航路を維持することにより、三島地区の経済・教育・福祉の向上を図る。	市
		ジェットフォイル更新支援事業 【事業内容】ジェットフォイルの新船建造にかかる費用の一部を支援する。 【事業の必要性】建造費の高騰等により航路事業者単独での更新は困難な状況にあるため、国、県、市が一体となって更新にかかる建造費の一部を支援することにより、現在の運航体制を確保する必要がある。 【見込まれる事業効果】現在の運航体制を維持することにより、市民の移動手段はもとより、離島医療の確保、交流人口の拡大を図る。	航路 事業者
	(9)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	公共交通 乗合タクシー運行事業 【事業内容】路線バスの利便性が低い地域等において、乗合タクシーを運行する。 【事業の必要性】高齢者、免許返納者等、交通弱者の移動手段を確保する必要がある。 【見込まれる事業効果】移動手段を確保することで、住民の利便性の向上の他、健康増進、市民の交流促進が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		吉岐病院連絡バス運行事業 【事業内容】三島フェリー発着所と吉岐病院を接続するバスを運行する。 【事業の必要性】三島には、医療機関や店舗等がないため、吉岐本島で通院や生活物資購入等がされている。三島航路と接続する吉岐本島内の公共交通がないため、接続するバスを運行し三島住民の利便性向上を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】連絡バスを運行することで、三島住民の吉岐島内での移動手段の利便性が確保される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
(10)その他	離島航空路線維持確保対策事業（安全整備） 【事業内容】オリエンタルエアブリッジ（株）が運航しているATR機の安全整備に係る費用等に対し支援を行う。 【事業の必要性】今後も離島航空路線の維持・確保を図るには継続した支援が必要である。 【見込まれる事業効果】航空事業者に支援を行うことで運航体制を確保し、市民の移動手段の確保及び経済活動の活性化、交流人口の拡大等を図る。	航空 事業者	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道

本市の水道は、効率的な経営体制の確立を図るため、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合し、現在に至っている。

水道の普及率は令和6年度末で99.8%に達しているが、老朽化した水道施設や水道管が多いため維持管理・更新費用が膨らんできている。今後人口減少に伴う料金収入の減少が予測されるため、適正な水道料金を研究する必要がある。また、施設の更新には多額の費用が必要なため、民間のノウハウを活用した業務委託を活用しており、機器の長寿命化を図りながら、統廃合を検討し適切な維持管理を行っていく事で、安全で安定した水道水の安定供給に努める必要がある。

《水道の現況》

住民台帳人口	給水人口	普及率	年間総配水量
23,399 人	23,351 人	99.8%	4,028,768 m ³

令和7年3月31日現在

(イ) 下水処理

生活排水による河川、海域の水質汚濁の防止はもちろん、豊かな自然環境の保全及び快適な生活環境の確保のため、生活雑排水を適切に処理することが重要となっている。また、令和6年度における市内の汚水処理人口は11,958人、普及率にして51.1%であり、県内の普及率（令和6年度末84.8%）と比べて大きく下回っている。このため、合併処理浄化槽設置整備事業による助成制度を設け、し尿と生活雑排水が一体で処理できる合併処理浄化槽の設置の普及に取り組んでおり令和6年度末現在、本市における合併処理浄化槽の設置基数は2,658基となっている。

令和6年度から公営企業会計へ移行したことにより、下水道事業（公共下水道・漁業集落排水）が将来にわたって持続可能な経営に努めていく。また、施設の老朽化及び人口減少などを考慮し、施設の統合等、経営のスリム化を検討していく。

《し尿処理の現況》

行政処理人口	汚水処理人口				
	下水道人口 ア	漁業集落排水人口 イ	浄化槽人口 ウ	計 ア+イ+ウ	普及率 (%)
23,399	3,179	1,893	6,886	11,958	51.1

令和7年度汚水処理人口の普及状況に係る調査

(ウ) 廃棄物処理

清潔で住みよい島づくりを目指す本市にとって、平成24年3月、ごみ処理については、『壱岐市クリーンセンター』が完成し、資源の再生・再利用を行うリサイクル施設及び環境に負荷の少ないクローズドシステムの最終処分場を併設している。また同時に、し尿処理については、『壱岐市汚泥再生処理センター』が完成し、リサイクルを推進する見地から、従来のし尿・浄化槽汚泥の処理だけではなく、下水道施設からの下水汚泥も受け入れ、堆肥化することにより循環型社会を推進できる施設となっている。

稼働後15年を迎えることから、ストックマネジメントの考え方による適切な運転管理と定期点検整備及び適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要である。今後さらに、環境にやさしい効率的な運転管理に努め、地球温暖化防止をはじめ、環境保全・資源保護のため、廃棄物抑制の取組を積極的に推進する。

《ごみ処理の現況》

(単位：トン)

処理総計 ①	内訳							自家処理 ②	ごみ総処理 ①+②
	焼却処理 直致処理	焼却以外の処理					埋立処理 (直接処理)		
		粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	高速堆肥 化施設	その他の 処理	直接資源 化			
8,268	6,127	80	1,964	0	0	0	97	0	8,268

令和5年度一般廃棄物処理事業実態調査

(工) 消防

本市の消防体制は、広域行政機構である壱岐広域圏町村組合で運営をしていたが、平成16年3月からは市で運営していくことになった。その組織概要は、1本部1署1支署1出張所で署・出張所とも消防ポンプ車、救急自動車等を配備している。

一方、非常備の消防団は各地区に分団があり、消防力も漸次整備されており、本市の消防においては、非常備の消防団の活動も重要である。

なお、近年における各種災害の増加、建築物の高層化等諸般の情勢の変化に伴い、消防需要に対処できる装備の近代化及び消火施設の増設が必要となっている。

《消防団の現況》

団名	分団数	団員数	ポンプ車	積載車	防火水槽
壱岐市消防団本部		6			
壱岐市消防団郷ノ浦地区	8	237	3	17	186
壱岐市消防団勝本地区	7	172	2	12	147
壱岐市消防団芦辺地区	11	256	2	11	208
壱岐市消防団石田地区	3	116	0	9	133
計	29	787	7	49	674

令和7年4月1日現在

(オ) 住宅

公営住宅は、耐用年限を経過した建物の増加と、老朽化が進行しており、住民の住宅ニーズに対応していないのが現状である。既存住宅の改修、改善、維持管理、用途廃止等の判断を行い、市としての住宅再配置を含め検討していく必要がある。

(カ) その他

生活関連施設としては、市内各地区に公園や運動公園等も整備されている。また、河川及び急傾斜地等の防災整備も年次的に実施している。今後は、各地区・各施設等との調整を図りながら目的にあった施設の拡充や古き良き昔ながらの街並みの保全・保存により住民の安心で快適な生活環境づくりが必要である。また、安全確保のための防災施設整備及び耐震対策を進める必要がある。

(2) その対策

(ア) 水道

○今後も安全な水の安定供給を実施するために、水道施設整備基本計画に基づいた資産の統廃合を含めた更新が必要であり、その財源を確保するためには、施設を適正に維持し機器の長寿命化を図り、コスト縮減などの経営努力を継続するとともに、将来にわたり安定的な経営を行うため、水道料金の最適化を図る。

(イ) 下水処理

○生活排水対策として、公共下水道及び集落排水の老朽化した施設の更新を国庫補助事業にて実施する。また、公共下水道及び集落排水の共用区域における加入促進をはじめ、合併処理浄化槽の計画的な整備を促進することにより、河川の汚れを防ぎ、良好な生活環境の保持に努める。

(ウ) 廃棄物処理

○ごみ処理施設・し尿処理場・最終処分場等施設の運営の効率化並びに施設解体跡地整備を図る。一般廃棄物処理においては、資源循環型社会の構築に向け、ゴミの減量化と再生利用を促進する。

(エ) 消防

○消防施設及び機器の維持補修、改築及び更新を実施し、安全で緊急時に迅速に対応できる消防体制整備を図るとともに、社会状況の変化に対応した消防施設及び組織の運用を行っていく。

(オ) 住宅

○吉岐市公営住宅等長寿命化計画により公営住宅の計画的な改修・建替・用途廃止を行い、公営住宅のストック改善を図るとともに、維持管理すべき住宅の適正管理に努める。

(カ) その他

○生活関連施設整備によって、市街地や集落の活性化と市民の生活・文化・レクリエーション活動の充実・均衡を図る。

○安全安心で住みよいまちづくりのために、河川、公園、急傾斜地及びその他各種公共施設の整備や耐震化及び昔ながらの街並みの保全保存対策を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
5 生活環 境の整備	(1)水道 施設	上水道 水道施設改修工事	市内水道施設の改修工事	市
		水道施設管理業務	市内浄水場及び配水池等の管理業務を一括して民間に委託	市
		水道事業運営基盤強化推進等事業	市内水道施設（遠隔監視機器等）の改良・更新	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体
5 生活環 境の整備	(2)下水 処理施 設	公共下 水道	公共下水道事業 施設の計画的な修繕及び改築工事	市
		その他	漁業集落環境整備事業 計画的な施設の改修	市
	(3)廃棄 物処理 施設	ごみ処 理施設	吉崎市クリーンセンター補修工事	市
		し尿処 理施設	吉崎市汚泥再生処理センター補修工事	市
	(5)消防施設	防火水槽建設	2基/年	市
		消防車両購入	救急車・タンク車・救助工作車等	市
		消防団格納庫改築工事	4施設	市
		小型動力消防ポンプ購入	消防団 15台	市
		小型動力消防ポンプ積載車購入	消防団 15台	市
		消防救急デジタル無線更新		市
	(6)公営住宅	地域住宅計画に基づく事業	公営住宅改修	市
	(8)その他	大里(5)地区 (急傾斜地崩壊対策事業)	L=90.0m	市
		老朽危険家屋除却支援事業	老朽危険家屋除却補助金	地元
		安全・安心住まいづくり支援事業	木造住宅耐震化補助金	地元
民間建築物耐震化支援事業		特定建築物耐震診断補助	地元	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉崎市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 子育て環境の確保

近年、子どもや若者を取り巻く環境は目まぐるしく変化している。2023（令和 5）年の壱岐市の合計特殊出生率は 1.59 と減少し、少子高齢化及び人口減少が加速度的に進行している状況の中、子どもの貧困、子育てにおける負担感の増加など、子どもや若者を取り巻く状況は深刻化・複雑化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっている。

そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては地域全体で支援していくことが必要とされている。

令和 7 年から令和 11 年度までの計画期間として、「壱岐市子ども計画」を策定し、「第 4 次壱岐市総合計画」において掲げている「未来を育む子育てと学びの島」という本市のめざす姿を基に、「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐 ～子どもと若者の希望がかなう つながり ささえあう島づくり～」を将来像としており、SDGs の 17 のゴールのうち「質の高い教育をみんなに」など、10 のゴールを目指すこととしている。

壱岐のすべての子ども・若者たちが、将来にわたって自分らしく幸せな生活を送ることができる、また、子育て家庭はもちろんのこと、すべての市民が家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる、取組やサービスの充実を推進することが必要である。

民生児童委員、警察、学校、教育委員会、保健、医療、福祉などの関係機関が連携を図り、切れ目のない「妊娠・出産・子育て」支援や、要支援、要保護児童と支援を必要とする家庭の早期発見に努め、相談・支援業務の更なる充実を図りながら、より緊密な連携システムを構築する必要がある。さらに障がい児や、関係機関から療育の必要性を認められた就学前の児童、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童、発達に心配を抱える保護者などが、身近な地域でその家族を含めて相談できる体制や児童発達支援、地域生活支援拠点等の整備充実も必要である。

母子及び父子並びに寡婦世帯等の福祉対策として、福祉事務所等による実情把握や母子父子自立支援員による相談、助言、指導、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付、公営住宅の確保、福祉医療制度等が実施されているが、依然として社会的、経済的に恵まれていない状況におかれている例が多く、その生活の安定と向上など自立支援を図るために必要な措置を引き続き講ずる必要がある。

(イ) 高齢者福祉

本市の 65 歳以上人口は、令和 7 年 3 月 31 日現在で 9,364 人、高齢化率 40.0% となっている。要介護の認定率は 23.3% で、全国（19.7%）、長崎県（19.9%）と比べると高い割合となっている。

高齢者の多くは、身体が不自由になっても住み慣れた地域で生活することを希望しており、

今後の高齢者福祉行政は高齢者の在宅生活の維持向上を積極的に支援するという観点から進めていく必要がある。

介護予防、一人暮らしの高齢者対策、認知症予防、権利擁護など、ニーズが多様化しており、介護予防や日常生活支援などの公的サービスの提供とともに、地域住民による見守り体制の構築など、支え合いの地域づくりや高齢者の社会参加と生きがいづくりに取り組むことが重要である。

また、「地域共生社会」を実現するために欠かせない仕組みとして、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進することが求められている。

(ウ) 障害者福祉

少子化や若者の島外流出による過疎化や、核家族化が進み、地域社会での人と人とのつながりが希薄になってきており、障害者など社会的に弱い立場の人々の生活維持、あるいは介護力の低下などの問題が発生している。

身体障害者数は、令和7年3月31日現在、1,395人で、総人口に占める割合は5.98%となっている。障害別に見ると肢体不自由665人（構成比47.7%）内部障害485人（同34.8%）、聴覚平衡機能障害158人（同11.3%）、視覚障害73人（5.2%）、音声言語そしゃく機能障害14人（同1%）の順となっている。

知的障害者数は、令和7年3月31日現在、424人で、総人口に占める割合は1.82%となっている。障害程度別で見るとA1が87人（構成比20.5%）A2が62人（構成比14.6%）B1が90人（構成比21.2%）B2が185人（構成比43.7%）となっている。

精神障害者数は、令和7年3月31日現在、253人で、総人口に占める割合は1.08%となっている。等級別で見ると1級19人（構成比7.5%）2級142人（構成比56.1%）3級92人（構成比36.4%）となっている。

市内には、障害者支援施設、就労継続支援B型事業所、自立訓練事業所、共同生活援助(GH)、障害者の相談支援施設である障害者地域活動支援センター、地域生活ホーム、放課後等デイサービスを行うこどもセンターなどの施設があり、居宅介護・日中一時支援事業を社会福祉協議会が展開している。教育機関として、長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分校があり、市立小学校16校、中学校4校に特別支援学級が設置されている。

障害者総合支援法の施行に伴い、障害者支援施設等の整備は進みつつあるが、やむを得ず島外の施設利用となっている障害者への入所支援施設等の整備が望まれており、障害者の就労については、就労移行支援サービス・就労継続支援サービスなどの福祉的就労の場の充実を図り、十分な技能を習得した障害者が一般就労することで、社会的・経済的自立ができ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、より一層の福祉の推進を図ることが必要である。

(工) 健康・保健

本市では平均寿命と健康寿命がともに国や県よりも低く、差も大きくなっている。標準化死亡比（SMR）で見ると、男性の死亡率が高い状態にあり、死亡原因に関して急性心筋梗塞及び脳血管疾患は県や国に対して死亡率が高くなっている。

各種の健康診断受診や生活習慣改善に向けた啓発活動の充実など、健康づくりに関する意識啓発に取り組むことが必要である。

本市における自殺者数は平成29年から令和3年の合計で31人（男性24人、女性7人）であった（自殺統計（自殺日・住居地））。自殺死亡率は、県内でも高くなっており、増減はあるものの横ばいで推移している。

(2) その対策

(ア) 子育て環境の確保

○ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島として、こどもと若者の希望がかなう島・つながりささえあう島づくりとして、様々な取組やサービスの充実を推進する。

○子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする吉崎市こども計画及び第4次吉崎市総合計画に沿った、地域子育て支援サービス、保育サービスの充実や関係機関とのネットワークづくり、経済的支援など、社会連携による若者世代の定住促進と出生数の増などを図る。

○幼児教育や保育の質を向上させるため、幼児教育の推進を行う「幼児教育アドバイザー」を配置する。

○認定こども園の設立など、幼児教育・保育の質と量の拡充を図るとともに、育児と仕事の両立を支援する環境づくりや、育児ストレスや孤立化に対応できる支援体制などの充実を図る。

○貧困家庭やひとり親家庭が健全な家庭を築き、健康で自立した日常生活を営むための、よりきめ細やかな施策を推進し、貧困家庭やひとり親家庭の福祉向上を推進する。

○「こども家庭センター」では、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊娠期から子育て期の家庭への相談支援を行い、早期からの切れ目ない包括的で継続的な支援により、安心して産み育てることができる環境をつくる。

○DXの推進による市民サービスの向上の為、母子手帳アプリの利用促進及び予防接種事務のデジタル化等を行う。市民の利便性を高め、行政運営の効率化を実現していく。

- 安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービス、不妊治療が受けられる環境を実現するため、交通費等の一部助成により経済的負担軽減を図る。
- 地域ぐるみの子育て支援策の展開として、多様なニーズに応じたこどもの居場所・遊び場の充実を図る。
- 児童育成支援拠点事業について、市の実情に応じた実施内容を検討していく。

(イ) 高齢者福祉

- シルバー人材センターの活動支援による高齢者の就業の場の確保や高齢者の働きやすい職場環境や能力の開発研究に努めるなど、高齢者が地域社会において積極的な役割を果たし、生きがいをもって生活できる環境作りを推進し、高齢者の豊富な知識や経験、技術を資産として地域の活性化を図る。
- 高齢者の介護は、高齢者のニーズにあったサービスを提供する必要がある、在宅介護サービス、施設介護サービスの充実を図るとともに、介護サービスに従事する人材の養成・確保や資質向上を図り、また、利用者のサービス選択機会の拡大にむけて事業者の参入促進や育成に努める。
- 高齢者福祉施設の施設整備及び機能拡大、サービス充実に努めるなどサービス供給基盤の充実を図り介護が必要な人を地域全体で支える社会の実現に努める。
- 老人クラブへの支援や各種予防事業等の実施により、高齢者等の健康の維持・増進及び生きがいづくりを図るとともに、在宅で安心して暮らせるよう、外出支援サービス及び生活支援サービスの充実に努める。
- 医療・介護の連携、認知症施策の推進や、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、高齢者が健康で生きがいを持って生活できる体制づくりを推進する。
- 県や吉岐圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会などの関係機関と連携し、介護サービスを支える人材の養成・確保や資質向上に努める。
- 認知症基本法の理念である、認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して暮らし続ける共生社会の実現に向け、認知症の新しい考え方の普及啓発を推進する。
- 地域包括支援センターに設置している認知症初期集中支援チームや認知症サポート医を中心に認知症の早期対応や適切な支援とともに、いきいきあんしんネットワークの充実等により認知症になっても安心して生活できる地域の実現をめざす。

- 認知症に対する理解の促進と適切な対応についての理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を開催する。また、あわせて認知症予防（認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする）について理解を深め、早期対応が地域及び関係機関でできるよう連携を深める。
- 相談内容に即した適切なサービスや制度の利用支援・情報提供及び関係機関や事業所へ繋ぐなど、高齢者総合相談体制の充実に努める。
- 地域や関係機関等との連携強化により、相談支援体制を強化し、高齢者等が抱える問題の早期発見、早期支援に繋げる。
- 高齢者虐待防止のため、関係機関と連携し、予防、早期発見、早期対応に繋げる。
- 権利擁護を必要とする人を適切な支援に繋げるため、後見センター吉岐（社会福祉協議会）を含む関係機関と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の適正な運用に努める。
- 公的サービスだけでなく住民同士のふれあいや助け合い、支えあいによる重層的な支援を受けながら生活することができるよう、住民による福祉活動に対して必要な支援や基盤づくりに努める。

（ウ）障害者福祉

- 地域活動支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図り、在宅障害者福祉サービスの充実に推進する。
- 地域生活支援拠点の充実に図り、緊急時の相談や受け入れ態勢の確保に努める。
- 障害者自立支援協議会等の地域障害福祉機関でネットワークを構築し、要支援障害者に対する有効適切な支援が提供できる体制構築に努める。
- ハローワーク等との連携を深め、障害者の就労支援の推進に努める。
- 地域住民に対し障害者・障害に対する理解を深め、障害のある人が地域行事等に参加し、交流できる環境づくりに努める。
- 社会福祉協議会活動を支援し、住民ボランティアの参加による地域福祉推進体制の確立と学校教育・社会教育での福祉意識啓発に努める。また、学校でのボランティア体験を支援するボランティア指導者の発掘やボランティアの育成に努める。
- 市内のボランティアグループでは、重度障害者の旅行の支援や、サマーキャンプの開催、

一人暮らしの高齢者への配食サービス、住宅補修サービス、理髪サービスなどの活動が行われている。これらの活動の継続に努め、また複数のグループの連携を図ること等により、ボランティア人口の増加を図る。

○全ての人にとって暮らしやすい、バリアフリーのまちづくりを推進する。

(工) 健康・保健

○ぎ西市健康づくり計画 健康いき21を基に、市民の主体的な健康づくりへの取り組みを推進する。

○各種健康診断の受診や生活習慣改善について啓発活動の充実に努める。

○ぎ西市健康づくり計画 健康いき21を基に、地域及び関連機関の連携を図りながら食生活改善推進員（ヘルスマイト）とともに食生活の改善を進める。

○生活習慣病の減少及び重症化予防対策に取り組み、増大する医療費の適正化を図るため、各年代に応じた健康診査の実施及びその後の保健指導・支援体制の整備と充実に努める。

○がんやメタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防や心の健康づくりのための健康教育・相談体制の充実に努める。

○心の健康づくりのための健康教育やゲートキーパー養成講座の実施と心の相談体制の充実に努め、自殺対策の取組を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1)児童 福祉施 設	保育所 保育所の統合及び施設の老朽化による整備	市
		拠点事 業 児童育成支援拠点事業 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。	市
		こどもの居場所づくり事業を行う団体の内、公共施設の空きスペース等を利用して、雨の日でも子どもが安全に遊べる場所の充実に努める団体に対して補助を行う。	市
	(2)認定こども園	幼保連携施設整備事業 幼保連携型こども園の整備	市
(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	児童福 祉 出産祝金助成事業 【事業内容】 出産祝金支給事業は令和5年度から第2子30,000円から100,000円、第3子以降 100,000円から200,000円に増額拡充し支給している。 【事業の必要性】 少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】 少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	児童福 祉 乳幼児・母子・父子福祉医療費（県補助1/2） 【事業内容】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費助成（福祉医療） 【事業の必要性】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費による負担を軽減するため一部負担金を超える医療費を助成する。 【見込まれる事業効果】医療費を助成することにより、出生率の向上に加えて、若い子育て家庭及びひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		こども・乳幼児・寡婦福祉医療費助成事業（高校生のみ県補助10/10） 【事業内容】県との合同事業である従来の福祉医療制度を拡充し、3歳未満の医療費無料化、及び高校生までの年齢拡充により医療費助成を行う。 【事業の必要性】少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】子育てしやすい環境を整備することで、少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		こどもの居場所づくり補助事業 幼児教育や保育の質を向上させるため、幼児教育の推進を行う「幼児教育アドバイザー」を配置する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		児童・乳幼児予防接種事業 【事業内容】子育て家庭の経済負担軽減のため、高校生年齢相当までの児童・乳幼児のインフルエンザ予防接種費用を助成する。 【事業の必要性】インフルエンザの予防接種について、重症化しやすい乳幼児や集団生活を行っている児童の接種は任意接種（乳幼児、小学生は2回、中学生以上は1回）となっているため、費用負担が大きい。少子化及び人口減少の解消を図るため、若い子育て家庭の経済的な負担を軽減する支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		母子保 健 DXの推進による市民サービスの向上の為、母子手帳アプリの利用促進及び予防接種事務のデジタル化等を行います。市民の利便性を高め、行政運営の効率化を実現する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、医療的な理由で市外での健診や分娩の必要がある妊婦に対して交通費および分娩までの宿泊費の助成を行う。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		高齢 者・障 害者福 祉 社会福祉法人施設整備費補助金 【事業内容】社会福祉法人施設において、利用者や入居者のニーズにあった環境整備・増設工事などにかかる費用について補助する。 【事業の必要性】社会福祉法人施設を適切な環境で運営していくために必要。 【見込まれる事業効果】施設の整備を行うことにより、利用者・入居者の利用促進が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		障害者軽度生活援助事業 【事業内容】在宅障害者等の軽易な日常生活上の支援を行う。 社会福祉協議会に委託。 【事業の必要性】在宅のひとり暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立を推進することで、安全で安心な在宅生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		障害者配食サービス事業 【事業内容】在宅障害者等の生活の自立を推進するため、栄養バランスの取れた食事を訪問により定期的に提供する。 【事業の必要性】在宅のひとり暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立推進、併せて健康維持、疾病予防、安否確認及び孤独感の解消に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		社会福祉協議会活動助成事業 【事業内容】活動費等に対し補助する。 【事業の必要性】社会福祉協議会の事務局設置費、心配ごと相談事業及びボランティアセンター活動費等に対し補助する。 【見込まれる事業効果】市民の福祉、健康の増進、社会福祉活動の向上に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	高齢 者・障 害者福 祉	老人クラブ活動支援事業 【事業内容】老人クラブ活動費に対し補助する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の生涯を通しての健康、生きがいづくり及び社会活動参加促進が必要である。 【見込まれる事業効果】元気なお年寄りの地域活動への活発な参加により地域活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体
		外出支援サービス事業 【事業内容】在宅高齢者等の生活の自立を推進するため、送迎用車両により在宅と在宅福祉サービスの場や医療機関等との間を送迎する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の在宅生活での不安等を解消するため、外出支援の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の安全で安心な生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	
		シルバー人材センター活動助成事業 【事業内容】シルバー人材センター活動費に対し補助する。 【事業の必要性】高齢者が地域社会において積極的な役割を果たし、高齢者の豊富な知識や経験、技術を資産として地域の活性化を図るための就業機会の提供が必要である。 【見込まれる事業効果】高齢者の就業を通して生きがいづくりや高齢者の社会参加が促進される。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	
		はり・きゅう・あん摩等施術料金助成事業（老人） 【事業内容】施術費に対し助成する。 【事業の必要性】はり、きゅう、あん摩又はマッサージに関する施術費に対し助成する。 【見込まれる事業効果】高齢者等の健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	
		三島航路乗船カード交付事業 【事業内容】75歳以上の三島航路利用料について100円とする。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の閉じこもり防止等のための外出支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の外出支援及び健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	
		敬老事業補助金 【事業内容】長寿を祝い各地域で開催される敬老行事主催者に対し、70歳以上の高齢者一人につき1,000円を限度とする補助金を支給する。 【事業の必要性】市民の敬老意識の高揚や地域での見守り活動推進を図る。 【見込まれる事業効果】地域の活性化や地域づくりに繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	
		介護人材確保対策事業 【事業内容】介護福祉士養成校開設者および養成校の生徒に対し、補助金を交付する。 【事業の必要性】介護福祉士の人材確保のため 【見込まれる事業効果】介護福祉士の人材確保や若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	
吉岐市地域包括ケア人材確保支援事業 【事業内容】吉岐市が指定する資格を取得し、卒業後吉岐市に居住し就労した場合において、奨学金の返還金額及び家賃等の一部について補助金を交付する。 【事業の必要性】医療及び福祉に係る人材確保のため 【見込まれる事業効果】医療及び福祉に係る人材確保と若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、中核となる長崎県杵岐病院を含め、病院 4 施設、診療所 11 施設、歯科診療所 8 施設、計 23 施設の医療機関があり、地域医療体制は、長崎県杵岐病院を中心に構築されているが、市外への患者の流出が続いている。住民の医療ニーズは今後とも増大することが予測されるため、保健・医療・福祉との密接な連携のもと、国が進める地域医療構想に基づいた各医療機関の役割分担の明確化、連携体制の強化を図って、包括的な地域医療体制の確立を目指す必要がある。

また、長崎県杵岐病院を中核に、乳幼児から高齢者、急性期から慢性期までの切れ目のない地域医療体制の構築と予防医療を含む持続可能で質の高い医療サービスを提供するための医療人材の育成・確保が必要である。

新たな感染症の課題としては、発生そのものを阻止することは不可能であるため、平時からの感染症危機に備え、国及び県と連携した体制整備が必要である。また、杵岐市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対応が重要である。

(2) その対策

○長崎県病院企業団と連携し「長崎県杵岐病院」を中核とした持続可能な医療提供体制の確立に努める。

○行政と各医療機関の連携を強化し、特定健診等の保健事業の充実を図り、予防医療を推進する。新たな感染症の発生に備え、日頃より感染予防について市民への周知啓発に努める。

○医療・保健・福祉・介護の連携による在宅医療・介護の環境づくりを推進し、医療と介護の迅速な情報共有を推進するため「あじさいネット」の普及促進に取り組む。

○県などの関係機関と連携し、持続可能な地域医療を担う看護師などの医療人材の確保・育成を強化する。

○新たな感染症対策としては、杵岐市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、万全な対応に努める

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
7 医療の確保	(1)診療 病院 施設	長崎県病院企業団負担金	市

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

吉崎市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

９ 教育の振興

（１）現況と問題点

（ア）学校教育

本市には、令和7年5月1日現在、小学校18校、中学校4校の計22校の小中学校があり、児童生徒が1,819名在籍しているが、近年の過疎化・少子化により年々減少している。

今日の学校教育においては、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことが求められている。また、本市の課題である人口減少や少子高齢化の進行を抑制するため、学校と地域が連携し、郷土や伝統文化、豊かな自然環境等に関する学習を充実させるなど、将来のUターンや定住につながるふるさと教育の推進が必要である。合わせて、これからの情報化、国際化、環境問題など新しい時代に対応できる力を養う教育も必要となっている。

その一つとして、国が進めるGIGAスクール構想により児童生徒一人一台のタブレット端末を整備し、ICT教育の更なる推進を行っている。今後は、授業における端末の有効活用を図る必要があることから、ソフトの充実や指導者の技術向上等も必要である。

施設面では、安全・安心な教育環境が整った学校づくりを目指すため、老朽化した校舎の改修や修繕を計画的に進めている。

幼稚園教育については、少子化により入園希望者が減少し、定員の3割程度に留まっていることから、幼稚園の効率的な運営及び幼稚園教育の充実を図るため、統合を含めた規模の適正化を行う必要がある。併せて、子ども・子育て支援法改正に伴い幼稚園の認定こども園への移行についても担当部署とも連携を強め認定こども園への移行整備を検討する。

また、いじめ・不登校に加え、青少年の凶悪犯罪が後を絶たない昨今、親や教師、地域の人達で子どもを見守り、相互の信頼関係を築いていくことが重要である。

（イ）社会教育

学びあう心を育てる生涯学習の推進を基盤に活力ある人づくりと潤いある環境づくりのため

め、公民館教室を開設している。夏休みを利用して親子で参加できる教室や地区公民館を主体とした教室、市民提案型の教室に取り組んでいる。

青少年の健全育成活動は、地区青少年健全育成協議会や関係機関、学校・地域が協力して様々な活動が展開されている。非行事案もなく経過しているが、今後も注意深く子どもたちを見守る必要がある。

図書館や集会施設等の老朽化により、施設の改修、統廃合など計画的な実施が必要である。

地域コミュニティが崩壊しつつある現在、団体活動は地域づくりに欠かすことのできないものであることを再認識する必要がある、併せて自己実現のため、共に生き、共に学ぶ生涯学習に取り組む意欲を喚起する施策を推進しなければならない。

(ウ) 生涯スポーツ

生涯スポーツの推進では、各種団体の主催によるスポーツ大会のほとんどが、新型コロナウイルス感染症の影響により規模縮小、中止となっている。本市のスポーツ活動は非常に厳しい状況であり、コロナ禍以降、徐々に再開しているものの、参加率はコロナ前には戻らず、交流や健康づくりの機能が十分に果たせていないのが大きな問題となっている。人口減少や高齢化、価値観の多様化などにより参加者が減少し、担い手不足や活動の停滞が深刻化している現状の中、スポーツ活動をどう存続させ、どのように進展させていくかが課題である。

今後は競技スポーツの強化を図るとともに、生涯スポーツの観点から、幼児から高齢者までが楽しめる総合型地域スポーツクラブの振興に努めなければならない。

中学校部活動の地域展開は、教員の負担軽減と少子化対策を目的に、学校内の部活動を地域クラブへ移行する取り組みとなっている。背景には「働き方改革」と「生徒の活動機会確保」があり、制度設計や人材確保が進む一方、指導者不足や費用負担などの課題が顕在化している。

市民の持続的なスポーツ振興を図るため、誰もが参画できる仕組みづくりを構築する必要がある。

また、利用者が、安全・安心してスポーツ施設を利用できるよう、定期的な点検等に努めなければならない。

(2) その対策

(ア) 学校教育

○安全・安心な学校づくりのための教育施設の老朽改修整備を図る。

○OGIGAスクール構想によるICT教育の推進等、新しい教育内容に対応した教育環境の整備に努める。

○基礎・基本を重視した教育を進め、主体的・対話的で深い学びの視点で、アクティブに学ぶ意欲や習慣を身につける教育の実践と、「生きる力」を身に付ける教育を推進する。

○新しい時代に求められる教育の実施に努めるとともに、ボランティア体験など福祉教育を推進する。

○学校、家庭はもとより地域住民や各団体との協力関係をより強化し、児童・生徒と家族や地域社会とのふれあい、絆を深めるとともに、地域全体で児童・生徒を育成する環境づくりを進める。(ふるさと教育)

○教育の振興・充実及び学校・地域の活性化を図るため、離島留学制度を推進する。

○幼稚園の効率的な運営及び幼稚園教育の充実を図るため、統合を含めた規模の適正化を進める。

また、認定こども園への移行等検討するとともに、担当部署との連携体制整備を図る。

(イ) 社会教育

○市民がそれぞれの生き方に応じて、自己の能力の向上や自己実現を図るとともに、自らが住む地域への関心を高め、まちづくりを進めることができるよう社会教育の充実を進める。

○余暇と生きがいの充実を図るため、成人者を対象とした各種活動や市民が気軽に学べる場の提供や施設の充実を図る。

○図書館や集会施設等の老朽化により、施設の計画的な改修、統廃合を図る。

○家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の健全育成を推進するとともに、青少年育成団体の活動強化、社会教育関係団体との連携を図る。

○今日の情報化や国際化といった時代の流れに対応できる専門的な知識をもった人材の育成に取り組む。

(ウ) 生涯スポーツ

○中学校部活動の地域展開事業についての理解度を深めるため、学校や保護者、関係者等への説明をおこなう。また、指導者への謝礼金及び地域クラブへの大会出場補助金等を支給し、持続的な事業運営を図る。

○市民がスポーツ活動を継続的に実践していくため、スポーツ団体・指導者の育成、子どもたちのスポーツ大会出場支援等を行い、誰でも参画できるスポーツ振興の拡充を図る。

○利用者が、安全・安心してスポーツ施設を利用できるよう、計画的に施設整備等を進める。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体		
8 教育の 振興	(1)学校 教育関 連施設	校舎	小学校施設整備事業	市	
			中学校施設整備事業	市	
	屋内運 動場	小学校施設整備事業	市		
		中学校施設整備事業	市		
8 教育の 振興	(1)学校 教育関 連施設	寄宿舎	高校地域連携推進事業 【事業内容】 高校地域連携コンソーシアムを中心に、探究、STEAMなど教育の質の向上と高校魅力化を推進し、地域みらい留学などと連携した全国公募により、島外からの高校生の受入を増加させる。その受け皿となる学生寮等を整備する。 【事業の必要性】 早いタイミングでは、高校進学時点で島外へ転出するケースもあり、人口減少の一因となっていることから、島外からも高校生が集まる高校魅力化が必要である。 【見込まれる事業効果】 高校生の住環境が整備されることで、受入環境が整い、全国公募を開始することができる。	市、地元	
		スクールバス・ポート	スクールバス購入	市	
		給食施 設	吉岐市学校給食センター空調機器改修工事	市	
			吉岐市学校給食センター屋上防水改修工事	市	
			吉岐市学校給食センター水銀灯更新改修工事	市	
			真空冷却機更新	市	
			ボイラー設備機器更新	市	
		LPGガスバルクタンク更新	市		
	その他	学校給食費支援事業補助金 子育て世帯に係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のために、給食費の一部を助成する。 給食費が小学生で月額6,000円に対し、4,000円の助成、中学生で月額7,000円に対し、4,500円の助成。	市		
	(2)幼稚園	幼稚園施設整備事業	市		
	(3)集会 施設、 体育施 設等	集会施 設	吉岐文化ホール施設改修工事	(中・大ホール特定天井耐震補強等)	市
			吉岐文化ホール舞台機構設備改修工事	(舞台吊物PAライト・天井反射板等)	市
吉岐文化ホール舞台音響設備改修工事			(ケーブルリール入替・電力増幅架更新等)	市	
吉岐文化ホール舞台照明設備改修工事			(照明器具・LED化等)	市	
吉岐文化ホール空調設備改修工事			(吸収式冷温水気冷却水系伝熱管洗浄等)	市	
吉岐文化ホールその他設備改修			(トイレ洋式化・昇降機改修・外構改修等)	市	
吉岐西部開発総合センター			(老朽化に伴う解体設計・工事)	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
8 教育の 振興	(3)集会 施設、 体育施 設等	体育施 設	吉岐市ふれあい広場大規模改修工事	市
		大谷公園大規模改修	市	
		石田スポーツセンター大規模改修	市	
		筒城浜ふれあいセンター大規模改修	市	
		石田小中学校グラウンドナイター照明LED改修工事	市	
		旧鯨伏中学校グラウンドナイター照明LED改修工事	市	
		勝本総合運動公園野球場バックネット更新工事	市	
	図書館	石田図書館照明器具改修 【事業内容】 老朽化した照明器具を更新し、省エネ型で明るさを確保できる設備へ改修します。利用者が安心して読書や学習に集中できる環境を整えます。 【事業の必要性】 照明の不具合は安全性や視認性を低下させ、利用者の快適性を損ないます。市民から明るく快適な学習環境を求めめる声が多く、更新は不可欠です。 【見込まれる事業効果】 照明改善により読書や学習の効率が向上し、利用者満足度が高まります。省エネ効果も期待でき、持続可能な施設運営に寄与します。	市	
		石田図書館空調設備改修 【事業内容】 故障が目立つ空調設備を更新し、季節を問わず快適な温度・湿度を保つ環境を整備します。利用者が安心して滞在できる図書館を実現します。 【事業の必要性】 空調の不具合は夏冬の利用環境を悪化させ、健康や快適性に影響します。市民から快適な交流・学習の場を求めめる要望が多く、更新は急務です。 【見込まれる事業効果】 空調改善により快適な滞在環境が確保され、利用者の来館意欲が向上します。学習や交流の場としての機能が強化され、地域文化の発展に貢献します。	市	
(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	生涯学 習・ス ポーツ	小・中学生スポーツ大会等出場補助金 【事業内容】市外で開催される各種県大会等青少年スポーツ大会参加旅費の一部を助成する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のための他地域との交流が少ないため、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】島外スポーツ大会参加時の地理的不利条件の解消が図られ、青少年のスポーツ振興に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	
		子ども夢プラン応援補助金 【事業内容】将来の夢に向かって熱心に活動する青少年に対し、その意欲及び能力を認められて選抜され、市外における強化練習、大会等に参加する場合、旅費の一部を助成する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のため、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】市外における強化練習、大会等参加時の地域的不利条件の解消が図られ、青少年のスポーツ振興に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	個人	
	その他	高校地域連携推進事業 【事業内容】 高校地域連携コンソーシアムを中心に、探究、STEAMなど教育の質の向上と高校魅力化を推進し、地域みらい留学などと連携した全国公募により、島外からの高校生の受入を増加させる。 【事業の必要性】 早いタイミングでは、高校進学時点で島外へ転出するケースもあり、人口減少の一因となっていることから、島外からも高校生が集まる高校魅力化が必要である。 【見込まれる事業効果】 高校魅力化により、地域留学する高校生を獲得し、定住人口の増加につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
8 教育の 振興	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	その他 地域子ども教室推進事業 【事業内容】放課後、学校の空き教室等で地域住民の協力を得ながら各種教室を実施するなど、小学児童のための活動の場所づくりを行う。 【事業の必要性】放課後、子どもが家に帰ってもまだ家族がいない家庭が増えているため、放課後の子どもの居場所確保対策が必要である。 【見込まれる事業効果】学校・家庭・地域が連携・協働して「地域ぐるみの子育て」を推進することで、平日や土曜学習の充実が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		地域未来塾推進事業 【事業内容】夏休みに中学校区ごとに学習教室を開設し、2時間×10回実施する。学校や公民館を会場とし、指導者には謝金を支給する。保険・消耗品は市が負担し、安心して学べる環境を整える。 【事業の必要性】経済的な事情や家庭環境により学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、学習機会を保障することが必要である。学習格差を是正し、教育の公平性を確保するために支援が求められる。 【見込まれる事業効果】自主的な学習習慣の定着や学力向上が期待される。安心して学べる場の提供により、生徒の自信や意欲を高め、地域との交流促進や次世代育成にもつながる効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		中学校部活動地域展開事業 【事業内容】中学校部活動を地域クラブと連携し、休日等の活動を地域人材や団体が担う体制を整備する。教員の負担を軽減しつつ、生徒に多様な活動機会を提供し、持続可能で安心・安全な環境を構築する。 【事業の必要性】教員の長時間勤務是正は喫緊の課題であり、働き方改革の一環として部活動の地域移行が求められている。生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保や地域人材の活用による教育力向上も不可欠である。 【見込まれる事業効果】教員の負担軽減により教育の質が向上し、生徒は多様な活動を通じて学びや成長の機会を得る。地域人材の参画で交流が広がり、持続可能な部活動運営体制が確立され、地域と学校の連携が強化される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の集落状況は、主に港の周辺に人口が集中する過密型漁村地域とその他の地域に集落が散在するという散在型農村地域の複合的地域構造にある。そのため道路については、漁村地域は密集地の中を、また農村地域は点在する集落を結ぶ網目状に発達している。地形的にも市内を短時間で移動できることから、集落間の交流も行われている。

近年、人口減少や少子高齢化が進む一方、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会状況は大きく変化し、地域が抱える課題も複雑、多様化しており、防災・防犯をはじめ、地域住民が連帯してお互いに助け合うことの重要性がますます高まっている。このような中で、市民一人ひとりが誇りをもって安心して幸せに暮らしていくためには、市民自らが「自分たちのまちは自分たちで創る」という意識を持ち、市民がまちづくりへ積極的に参画することが必要になる。また、地域を支える様々なコミュニティ組織と行政が共通の目的に向かって、情報の共有を図り、お互いの立場や意見を尊重しながら、それぞれの役割と責任を明確にし、課題解決に向けて連携・協力してまちづくりに取り組む必要がある。

農山漁村においても、農林水産業の就業者の減少と高齢化が進む中、「産業の担い手（認定農業者、認定漁業者、新規就業者、集落営農組織など）」の確保により、集落の維持・活性化を図る必要がある。

(2) その対策

○吉崎市自治基本条例に基づき、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進することを目的とした「吉崎市まちづくり協議会設置条例」が平成31年4月1日に施行された。

このような中、地域課題解決に向けて、自治公民館や消防団、NPOなど地域コミュニティ組織が一同に会して情報や課題を共有し、連携して活動を行う「まちづくり協議会」の設立をすべての小学校区で推進していく。

○地域の魅力あるまちづくりを実現するために、人（地域担当職員や集落支援員の配置）、場所（既存公共施設の有効活用）、資金（まちづくり交付金）の3つの視点から、まちづくり協議会の活動を支援する。

○農林業の生産性向上等により産地の維持・拡大を実現する「産地対策」と、多様な担い手が活躍し、支えあう持続可能な集落を実現する「集落対策」を“車の両輪”とし、認定農業者、農業法人及び集落営農組織、新規就農者や女性農業者など、あらゆる担い手の取組への支援を行い、農林業を通じた地域の雇用と所得の確保を図る。

○地元小中高生に対して漁業の魅力発信や体験活動を強化し、地域の若年層が漁業に関心を

持ち、将来的な就業につながるようなしくみづくりや、若者や島外からのUIターン者の受け入れ・漁業研修制度の充実を図り新規漁業就業者の確保を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	まちづくり協議会運営事業 【事業内容】 市内18小学校区を単位として、公民館、PTA、NPOなど地域内にある既存の組織が互いに理解を深め、協力できる仕組みを作り、地域による地域振興事業等の実施を促す。体制整備及び事業実施に対する補助。 【事業の必要性】 人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの停滞、個人の価値観ライフスタイルの多様化に伴う住民のコミュニティの意識の希薄化が懸念される。今後、市民が主体となるまちづくりの推進が必要である。 【見込まれる事業効果】 地域課題の解決や地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

壱岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、東アジア地域と日本列島を結ぶ動線上に位置することから古代より大陸との深い関わりがあり、歴史的にも重要な意味を持つ交流拠点として現在に至っている。

このような特性から本市には、「日本遺産『国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～』」の構成文化財である国指定特別史跡の「原の辻遺跡」、国指定史跡の「壱岐古墳群」、「勝本城跡」をはじめとする数多くの歴史的文化遺産が存在している。それらを保存・公開し、考古学の研究や観光振興と交流促進の拠点として活用するため、その保存整備が求められている。令和6年7月23日に公表された日本遺産の2回目の総括評価・継続審査結果では「認定継続」となり、更なる文化財の保護及び日本遺産を活用した誘客推進が求められる。

一支国博物館や“電力の鬼”松永安左衛門記念館を中心に、壱岐の歴史・文化を学べる施設として、教育旅行等の観光客の集客に繋がるよう、その整備に取り組んでいるが、経年劣化による施設老朽化等に伴い、大規模改修等を計画的に進める必要がある。

芸術・文化活動については、壱岐文化ホールなどの施設を活用し、文化協会をはじめサークル・団体等が地域に根ざした特色ある活動を行っている。地域の伝統的文化について

は国指定重要無形民俗文化財の「吉岐神楽」や「郷ノ浦祇園山笠」などの保存会を中心に受け継がれ、地域づくりに大きな役割を果たしてきているが、伝承していく後継者の不足が顕在化している。地域への愛着や誇りを持ち、豊かで魅力あるまちづくりを推進するためにも「吉岐ならではの」文化を次世代に伝えていくことが重要であり、優れた芸術・文化・芸能に触れる機会や活動の場を増やし、個性的な文化環境を創出することが必要である。また、文化ホールは経年による老朽が目立ち、音響設備等の改修が必要であるが、事業費が多額となるため、その他の文化施設整備も含めた計画的な整備が必要である。

(2) その対策

- 文化遺産の適正な保存及び保護に努め、市民共通の財産として未来に継承するため啓発活動に取り組む。
- 歴史的文化遗产である原の辻遺跡を復元整備した「原の辻一支国王都復元公園」を体験型の教育や観光の拠点施設として活用する。
- 芸術・文化団体等の活動と交流の場を提供し、市民がこれまで行ってきた文化活動等の見直しや新たな発掘を行うことで、誰もが芸術・文化に触れる機会を創出し、心豊かな人が育つまちづくりを進める。
- 文化施設の計画的な整備を実施し、施設の安全確保及び有効利用を図る。
- 一支国博物館や“電力の鬼”松永安左工門記念館を核とする文化施設・設備の充実と積極的な活用促進を図り、誘客等の観光振興に繋げる。
- 第一号に認定された「日本遺産『国境の島 吉岐・対馬・五島～古代からの架け橋～』」を観光資源等として活用することにより、雇用の確保や人的交流の発展に繋げる。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)		事業内容	事業 主体
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	地域文化振興施設	一支国博物館大規模改修工事	市
			文化財展示施設再編事業 (小金丸記念館、松永記念館等)	市
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	優秀芸術等招聘・文化交流事業 【事業概要】吉岐市文化団体協議会が、文化事業を通じて国際交流・地域間交流事業等に対して、事業費の一部を助成する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のため、他地域との交流が少なく、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】地域文化向上及び国際化・地域間交流等を推進し、豊かな人を育てるとともに交流人口の拡大をはかる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興 一支部博物館活用推進事業（しまごとプロジェクト推進事業） 【事業内容】観光客等をおもてなしする人材の育成、教育機関と連携した子供達への郷土の歴史・文化の継承、観光の仕組み・メニュー作り、活用、講演・講座、イベント、ガイド育成、情報発信を実施する。 【事業の必要性】 交流人口拡大のため、観光客等の受入体制整備が必要である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大による地域活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	
	(3) その他	地域文化振興	重要文化財保存処理事業 (原の辻遺跡、双六古墳、笹塚古墳出土品)	市
		国指定史跡保存整備事業 (原の辻遺跡、勝本城跡、沓岐古墳群)	市	
		指定、登録文化財等修繕 (文化財説明板等修繕および新設)	市	
		指定文化財保存整備費等補助金	事業者	
		市内遺跡発掘調査事業	市	
		沓岐島内出土品等再整理事業	市	
		沓岐遺産総合活用事業 (文化財保存活用地域計画策定)	市	
		歴史文化観光誘致加速化促進事業 (島外パネル展示・体験・講演)	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

沓岐市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

本市では、平成21年に沓岐市地球温暖化対策実行計画を策定し、主に公共部門でのCO2排出抑制に努めてきた。また、地球温暖化防止対策協議会を設置し、省エネやCO2排出抑制についての市民への啓発活動も行ってきた。しかし、地球温暖化は、ますます深刻さを増しており、世界規模での対応が必要となっている。本市としても、近年の危機的ともいえる状況に鑑み、令和元年9月に国内自治体で初となる「気候非常事態宣言」を発出し、2050年までに地域の脱炭素化のための再生可能エネルギーの導入拡大、利用促進による島内完全再エネ化について強い決意を示している。

本市において、民間事業者により風力発電事業、民間事業者の大規模太陽光発電事業が運営されるなど、再生可能エネルギー導入の取組はあるものの、本土との系統連系がない現状においては、風力や太陽光など変動の大きい再生可能エネルギーの導入拡大について困難な

状況が続いている。

一方で、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用拡大は、国のエネルギー施策においても非常に重要な位置を占めており、令和2年10月の国としての2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえて、第7次エネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーの主力電源としての最大限導入が目標とされているところである。

また、近年の国際情勢を鑑みた場合、エネルギーの安全保障の観点からも、地産地消が可能で脱炭素効果の高い再生可能エネルギーの最大限の活用が望まれる。

本市でも、本土との系統連系がない状況下で、より一層の再生可能エネルギー導入拡大の推進を図る必要がある。

さらに、再生可能エネルギーの活用促進を図ることで、脱炭素社会の実現はもとより、本市における新たな産業の創出や、雇用の場の確保など、地域振興にもつながる事業展開を目指すことも必要となる。

(2) その対策

- 本土との系統連系がない状況下において、太陽光発電等の不安定な再生可能エネルギーを、蓄電池や水素貯蔵などの蓄エネ技術と組み合わせて安定的に利活用する実証事業等に取り組む。
- 再生可能エネルギーとして活用可能な地域資源等について、実現可能性の調査研究に取り組むとともに、周辺環境への影響等も配慮して、地産地消型の再生可能エネルギーの活用促進を図る。
- 再生可能エネルギーの導入拡大及び活用促進に向けて、市民の理解を得るため、地球温暖化による危機的な状況や再生可能エネルギーの必要性についての啓発活動を積極的に行い、再生可能エネルギーの活用促進に向けた地域の合意形成に努める。
- 各庁舎や小中学校校舎等に太陽光発電システム等を導入し、CO2 排出抑制に取り組む。
- 民生部門の脱炭素化を推進するため、個人の住宅や民間事業者の事務所等への再生可能エネルギー発電設備等の導入促進を図る。
- 再生可能エネルギーの蓄電設備としても活用が可能な電気自動車(EV)の導入促進を図る。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	公共施設太陽光発電設備等導入事業（PPAモデル含む） 市役所各庁舎ほか	市	
		各小中学校太陽光発電設備等導入事業（PPAモデル含む） 市内各小中学校	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入可能性検討事業 【事業概要】島内において再エネ資源（洋上風力含む）となり得る地域資源の掘り起こしとエネルギー利用の実現可能性を検討するとともに、利害関係者・市民等との合意形成を図る。 【事業の必要性】本土との系統連系がなく、島内の系統も脆弱な本市において、再エネの利用を促進するためには、様々な再エネ資源を組み合わせることで安定電源化を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】再エネの安定電源化によって再エネ導入を拡大し、地域脱炭素化を実現するとともに、新たな産業創出にもつながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		RE水素システム実証研究事業	【事業概要】再エネと水素蓄エネを組み合わせたシステムを活用し、再エネ導入拡大に資する実証研究を実施する。 【事業の必要性】季節的な再エネ需要の変動が大きい本市において、蓄エネの長期保存に最適なグリーン水素を活用することで、再エネの効率的かつ安定的な利用が可能となる。 【見込まれる事業効果】再エネの効率的かつ安定的な利用による地域脱炭素化の実現に加え、システムの副産物の酸素を適切な産業分野で活用することで、レジリエンス強化と経済性向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
		地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業	【事業概要】個人住宅や民間の事業所への太陽光発電設備等の導入を支援する。 【事業の必要性】本市においてCO2排出量の多い民生部門の脱炭素化が必要である。 【見込まれる事業効果】民生部門の脱炭素化により、本市の脱炭素目標の達成に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市
電気自動車の導入促進事業	【事業概要】公用車や市民の所有する自動車について、電気自動車の導入促進を図る。 【事業の必要性】本市においてCO2排出量の多い運輸部門の脱炭素化が必要である。 【見込まれる事業効果】運輸部門の脱炭素に加え、蓄電設備として再エネ導入拡大に資する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

吉野市公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとに定めている数量、品質、コストに関する基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

尚、今後公共施設等総合管理計画の改訂を行った場合は、改訂後の方針に沿うものとする。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	移住・定住 移住・定住促進プロジェクト 【事業内容】移住希望者の相談体制をはじめ、住居環境の整備、経済支援等により、移住希望者のニーズに沿う魅力ある島づくりを目指す。併せて、都市圏に向けた情報発信を強化する。 【事業の必要性】人口が年々減少し高齢化が急速に進んでいる中で、地域の活力を維持向上させるため、移住定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】移住定住の促進により、人口減少抑制及び地域活性化に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	人口減少に歯止めをかけ、地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及びものである。
		吉岐市結婚支援事業 【事業内容】婚活イベントの実施、結婚新生活に対する経済支援等により、若者の結婚を奨励する。また、若者出会い応援事業によりインターネットマッチングサービスの登録等への支援をすることで若年層の結婚を後押しする。 【事業の必要性】少子高齢化が急速に進む中、地域の活力を維持向上させるため、嫁不足の解消及び若者の定住を促進する施策が必要である。 【見込まれる事業効果】若者の定住を促進し、少子化対策にも繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	未婚化及び晩婚化に歯止めをかけ、人口増加や地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及びものである。
		島外通勤等交通費助成事業 【事業内容】定住人口の増加を推進するため、船舶及び飛行機の利用による居住地から島外への通勤及び通学を支援する。 【事業の必要性】1次産業の低迷等により島内での就業が困難なことにより、転出者の多くは就業のための島外転出であり、就業対策への取組が必要である。 【見込まれる事業効果】島内から島外への通勤を支援することにより、就業のための転出をくい止め定住人口減少の抑制に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	本事業により、転職をせずに島内に住民票を有し、島外への通勤が可能となる。よって、定住人口の減少に歯止めをかけることができる。将来を見通した事業であり、一過性の事業ではない。
		ふるさと就職支援事業 【事業内容】若者等の地元就職及び定着を促進するため、事業主が若者等を雇い入れた場合の人材育成費用及び、市内企業の雇用の促進を図るため、市内における就職者に対し就職奨励金を交付する。 【事業の必要性】若者等の地元定着を促進する必要がある。 【見込まれる事業効果】雇用人材の確保やUターン者の創出により地域社会の維持に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	人口減少に歯止めをかけ、地域活性化に資するものであり、事業効果は将来に持続的に及びものである。
		人材育 成 吉岐みらいキャンパス構想推進事業 【事業内容】 大学・企業連携により「フューチャーリテラシー」を学ぶ教育プログラムを開発し、高校生、大学生のフィールドワークや、企業等の人材育成研修、地域課題解決に資する実証など、学びを切り口に交流を活性化することで、二地域居住等の関係人口化を推進する。 【事業の必要性】 本市人口のくびれゾーン（19～35歳）の関係人口の獲得により、人的資源を確保し、地域課題解決を促進することが、地域の持続可能性を高めるために必要なため。 【見込まれる事業効果】 「学び」を目的に、高校、大学、企業等のフィールドワーク、研修等による交流が活性化し、地域課題解決に資する実証、社会実装に向けた共創が促進される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	学びを起点とした大学・企業等との継続的な連携により、若年層の関係人口の獲得と人的資源の確保が図られ、地域課題解決に向けた共創が定着することで、地域の持続的発展に資するものであり、事業効果は将来にわたり持続的に及びものである。
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業 地域肉用牛緊急増頭対策事業 【目的】繁殖雌牛の増頭を図る。 【事業内容】吉岐市農業振興対策事業費補助金（定額2万円/頭） 【事業の必要性】家畜市場で購入・導入および自家保留により増頭される繁殖雌牛の導入経費を支援する。 【見込まれる事業効果】繁殖雌牛の頭数が確保され、吉岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協	1戸当りの飼養頭数は増頭傾向にあり、増頭を希望する農家は増えつつあるものの、子牛の高値傾向のため導入に多額の費用が必要のため規模拡大が困難なケースも見られる。産地間競争に耐えうる子牛生産地を維持するために、増頭対策を行うことにより繁殖牛の減少に歯止めをかける。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）
2 産業の 振興	(10) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業		
		肉用牛活性化プロジェクト推進事業 【目的】肥育牛の増頭対策を支援する。 補助金額：2万円（市場導入）・1万円（自家保留） 【事業内容】 吉岐家畜市場での購入子牛および自家産子牛の肥育素牛導入経費に対し助成する。 【事業の必要性】 全国的な繁殖雌牛の減少により子牛（肥育素牛）の価格が高騰しており肥育経営を圧迫していることから、このままでは、肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である『吉岐牛』の出荷が減少の一途をたどることとなる。 【見込まれる事業効果】 肥育農家の経営安定により、吉岐牛ブランドの維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元 (農家)	吉岐市場での肥育素牛導入に対して定額補助を行うことで吉岐牛の生産基盤の強化を図り、畜産業の維持・発展が図られる。
		環境保全型農業直接支払交付金事業 【目的】 農業分野でも地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、環境保全に効果が高い営農活動を支援する。 【事業内容】 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とあわせて行う環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行う。 【事業の必要性】 環境保全型農業を広く普及・推進していくにあたり、農業者の負担軽減を図るため、支援を行う必要がある。 【見込まれる事業効果】 環境にやさしい農業の実践により消費者ニーズの拡大、ブランド価値向上、環境保全に効果がある営農活動にかかる農業者の負担軽減が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協・ 地元	環境にやさしい農業の実践により消費者ニーズの拡大、ブランド価値向上、環境保全に効果がある営農活動に対しての支援によって、農業者の負担が軽減されることにより産地の維持・発展が図られる。
		長崎県家畜導入事業 【目的】 繁殖雌牛の維持・増頭を図る。 【事業内容】 繁殖牛導入実績により補助金を交付（市：1頭当たり5万円） 【事業の必要性】 家畜導入に対し補助することで、繁殖牛の維持・増頭を図る。 【見込まれる事業効果】 繁殖雌牛の頭数が確保され、吉岐市場へ安定的に子牛が供給される。 ※基金積立による事業実施を含む。	農協	優良な繁殖雌牛群への更新を図り市場性の高い子牛を生産するとともに、一定規模の年間販売頭数を確保することによって市場性を有利にしていることによって、子牛産地としての継続的な維持・発展が図られる。
		ながさき水田農業生産強化支援事業（ソフト分） 【目的】 米・麦・大豆の生産拡大やスマート農業技術等の導入による水田農業の所得最大化を図ることを目的とする。 【事業内容】 JA・生産部会・集落営農組織等が策定する「水田経営計画」策定のために必要な取組を支援する。 ・無人ヘリオペレーター等研修、栽培技術マニュアル作成、研修会開催等への支援 【事業の必要性】 水田農業所得向上のため、水稻の高温耐性品種作付拡大や麦・大豆の生産性向上など産地強化が必要である。 【見込まれる事業効果】 水田経営計画に基づき、栽培技術の向上や効率的な防除体制・作付栽培体制の整備が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	水田経営計画に基づき、栽培技術の向上や効率的な防除体制・作付栽培体制の整備が図られることによって、産地の維持・発展が図られる。
スマート農業推進促進事業 【目的】 農業者の高齢化や後継者不足による労力不足を解決するため、スマート農業を取り入れ、担い手不足に歯止めをかけることを目的とする。 【事業内容】 スマート機器導入費用の1/4を支援する。（予算の範囲内） 【事業の必要性】 人材不足と高齢化が進む中、スマート農業機器の導入費必要不可欠である。 【見込まれる事業効果】 作業の効率化、省力化、低コスト化が図られ農業者の所得向上が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	スマート農業機器の導入により労力不足の解消及び作業の効率化、省力化が図られ、担い手の確保及び農業者の所得向上が見込まれ、産地の維持・発展につながる。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考(事業効果が将来持続的 に及び説明等)	
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	<p>吉岐市新規就農者支援事業</p> <p>【目的】担い手の育成・確保を図る。</p> <p>【事業内容】就農計画の認定を受けた農家子弟である後継者及び新規就農者の施設整備・機械導入などの初期投資に対して、事業費最大200万円×1/2補助(最大100万円)</p> <p>【事業の必要性】農業の担い手を確保するため、経営が不安定な就農直後に資金を交付し、担い手の定着を図る必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果】担い手を確保することで、吉岐の農業が守られ、更には農地保全につながる。</p> <p>※基金積立による事業実施を含む。</p>	地元 (農家)	担い手を確保することにより、地域の農業が守られるとともに農地保全につながる。
		<p>離島輸送コスト支援事業</p> <p>【目的】生産者の生産意欲の向上を図る。</p> <p>【事業内容】農畜産物の海上輸送費支援</p> <p>【事業の必要性】輸送費の支援による出荷コストの低減分を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。</p> <p>【見込まれる事業効果】輸送費が低減化されることにより、農家所得が向上され、経営基盤の強化や生産規模の拡大につながる。</p> <p>※基金積立による事業実施を含む。</p>	農協・ 地元	輸送費が低減化されることにより農家所得が向上され、経営基盤の強化や生産規模の拡大につながる。	
		<p>実行組合長事業促進費</p> <p>【目的】</p> <p>【事業内容】農事連絡謝礼金として各実行組合長に報償費(平等割+戸数割)を支払う。</p> <p>【事業の必要性】実行組合長の事業推進</p> <p>【見込まれる事業効果】謝礼金の支出により、農事連絡の円滑な実施が見込まれ適正な事業(転作確認)が図られる。</p> <p>※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	謝礼金の支出により、農事連絡の円滑な実施が見込まれ適正かつ継続的な事業実施(転作確認)が図られる。	
		<p>森林病虫害等防除事業</p> <p>【目的】松くい虫防除</p> <p>【事業内容】森林病虫害等防除損失補償金 県標準単価100%</p> <p>【事業の必要性】松くい虫防除を実施する。また、薬剤の樹幹注入(市単独事業)による松くい虫被害の予防を実施する。</p> <p>【見込まれる事業効果】松くい虫防除を適期に実施することにより松枯れを防止し、飛砂防備、潮害防備等の国土保全に資する。</p> <p>※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	松くい虫防除を適期に実施することにより松枯れを防止し、飛砂防備、潮害防備等の国土保全に資する。	
		<p>森林保全造林事業</p> <p>【目的】松林の緊急保護により森林の有する公益的機能の回復を図る。</p> <p>【事業内容】造林事業費補助金 補助率 70%</p> <p>【事業の必要性】造林事業を推進し健全な森林資源の造成を行い水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進を図る。</p> <p>【見込まれる事業効果】森林保全造林事業の実施により、流域の保全を図る水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等、多面的機能の増進が期待できる。</p> <p>※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	森林保全造林事業の実施により、流域の保全を図る水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等、多面的機能の増進が期待できる。	
		<p>吉岐地域栽培漁業推進協議会負担金</p> <p>【事業内容】吉岐地域栽培漁業推進協議会が実施する事業費の1/2を市が負担し、吉岐市・漁協・漁業者が一体となり、沿岸海域の水産資源の維持増大を図るため、クエ等の種苗を購入し、沿岸海域へ放流する。また、吉岐栽培センター職員を雇用し放流用種苗の生産を支える。</p> <p>【事業の必要性】沿岸漁業振興のためには、沿岸海域の水産資源の維持増大を図り、漁業生産の向上と漁家経営の安定を図るためには継続して実施する必要があると考えられる。</p> <p>【見込まれる事業効果】吉岐地域栽培漁業推進協議会が実施する種苗放流事業等により、沿岸海域の水産資源の維持増大が図られ、漁業生産の向上と漁家経営の安定に繋がる。</p> <p>※基金積立による事業実施を含む。</p>	地元	沿岸海域水産資源の維持増大及び漁業生産の向上と持続的な漁家経営の安定のためには、計画的・継続的な種苗放流を行う必要がある。	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考(事業効果が将来持続的 に及ぶ説明等)	
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業	漁業就業者確保育成総合事業 【事業内容】 漁業就業者確保のため、漁業体験研修や新規就業者に対する技術習得支援、生活支援等を実施する。 【事業の必要性】 基幹産業である漁業は、後継者不足による就業者の減少や高齢化が進み、持続的な漁業生産と漁村活力の維持を図るためには新規就業者の確保が重要であり、その対策が必要である。 【見込まれる事業効果】 漁業新規就業者の定着を促進し、漁村活力の向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市・ 漁協・ 漁業者	持続的な漁業生産と漁村活力の維持を図るためには新規就業者の確保が重要である。
		離島輸送コスト支援事業 【事業内容】 水産物の海上輸送費支援 【事業の必要性】 輸送費の支援による出荷コストの低減分を行い、より安全で高品質な生産拡大へと繋げる。 【見込まれる事業効果】 生産者の生産意欲向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協・ 地元	出荷コストを低減することで、漁業者の生産意欲の拡大が図られ、漁村活力の維持・持続的な漁家経営に繋げられる。	
		漁場監視活動事業 【事業内容】 漁協自警船による漁場監視活動の人件費等に対し補助する。 【事業の必要性】 対馬海峡に面する壱岐市近海は、好漁場として古くから一本釣漁業が盛んに行われているが、まき網・底びき網等の違反操業から漁場を守る必要がある。 【見込まれる事業効果】 漁場保全による漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	密漁・違反操業を防ぐことで、資源管理に取り組み漁業者の持続的で安定した漁獲量の確保に繋げられる。	
		水産資源調査事業 【事業内容】 漁場形成事業実施漁場及びその周辺沿岸域における、アワビ資源調査等の事業効果調査を実施する。 【事業の必要性】 海水温上昇による漁場環境変化や操業競合の激化等により、漁業資源が減少しており資源管理型漁業の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】 今後の資源管理型漁業施策に活用することで、さらなる漁業活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	資源管理型漁業を推進することで、今後の持続的な漁家経営に繋げられる。	
		漁業用燃油対策事業 【事業内容】 市内漁業協同組合の正組合員が使用する漁業用燃油の購入に対し、1リットルあたり10円の補助を行う。 【事業の必要性】 燃油価格の上昇等に伴い採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図る。 【見込まれる事業効果】 漁家経営の安定と水産物の安定供給の維持及び確保に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図ることは、持続的な漁家経営に繋げられる。	
		漁業生産緊急支援事業 【事業内容】 市内漁業協同組合の正組合員が使用する魚箱(発泡スチロール箱・木箱等)の購入に対し、購入額の10%の補助を行う。 【事業の必要性】 魚箱(発泡スチロール箱・木箱等)の価格上昇等に伴い採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図る。 【見込まれる事業効果】 漁家経営の安定と水産物の安定供給の維持及び確保に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	採算性が悪化している市内の沿岸漁業、漁家経営の安定を図ることは、持続的な漁家経営に繋げられる。	
		漁獲安定共済事業 【事業内容】 漁獲共済の自己負担額のうち、5%を補助する。 【事業の必要性】 水産業は自然等の環境を受けやすく、水揚量の上下は避けがたいため、不漁の際の保証である漁獲共済については漁業者の生活安定に重要な役割を果たしている。 【見込まれる事業効果】 漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）
2 産業の 振興	(10) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	第1次 産業 漁業近代化資金等利子補給事業 【事業内容】 漁業近代化利子補給事業・沿岸漁業等振興資金利子補給事業・漁協フーパー利子補給事業・水産業振興資金利子補給事業・漁業経営維持安定資金利子補給事業の5事業に対して、支払利子の1.5%分以内を助成する（ただし、個人負担は0.3%分以上）。 【事業の必要性】 漁船等の高額な設備投資や不漁による収入源等、経営面で不安定になる事は避けがたいところであり、多くの場合長崎信漁連の金融制度を利用しているが、その際に発生する利子は漁業経営を圧迫し、制度の利用を躊躇する理由になっている。 【見込まれる事業効果】 各種の金融制度を利用しやすくする事で、漁家経営の安定化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	信漁連・ 漁協	漁業者へ各金融制度を利用しやすく、機器整備を躊躇なく実施することが漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。
		漁船損害補償事業 【事業内容】 漁船保険の掛金について、本人負担額の5%を補助する。 【事業の必要性】 漁業を安心して営むため、漁船保険は必要なものであるが、その掛金は漁家経営を圧迫している。 【見込まれる事業効果】 漁業者の生活が安定することで、漁村の維持が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	漁協	漁業者の生活安定に繋がり、漁村の維持が図られる。
		水産多面的機能発揮対策支援事業 【事業内容】 ①生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することが出来る藻類・魚介類の放流を行う。 ②藻場の保全活動 ③水域の監視 ④海の監視ネットワーク強化 ⑤海難救助訓練 【事業の必要性】 漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が関わる問題が深刻化している。安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視、海難救助訓練により国民の生命・財産を守るなど、市民に幅広く便益をもたらすため、地域の漁業者、住民による活動を推進する必要がある。 【見込まれる事業効果】 漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化が図られ、持続的な漁村の維持に繋がる
		離島漁業再生支援交付金 【事業内容】 漁業再生につながるような取組を行う漁業集落に対し交付金を交付する。 ①漁場の生産力の向上と利用に関する集落の会議を実施する。 ②漁場の生産力向上に関する取り組みを実施する。 ③集落の創意工夫を活かした新たな取組みを実施する。 雇用を創出するための取組を行う被支援者に交付対象となる経費の一部（3/4）を支援する。（上限9,000千円/年） 【事業の必要性】 販売・生産面で不利な条件にある離島地域において、漁業再生活動の自立的かつ継続的な実施のためには、必要不可欠な事業である。 【見込まれる事業効果】 生産性の向上、付加価値の向上等により漁業収益を向上させ漁業再生活動の自立かつ継続的な実施が可能となり、漁業集落の活性化が図られる。雇用機会の拡充により国境離島地域の漁業集落の維持・発展が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体・ 漁業者	販売・生産面で不利な条件にある離島地域において、漁業集落の問題を自立的かつ継続的に解決を図ることは、漁業集落の維持・発展には必要不可欠である
		吉崎市磯焼け対策協議会負担金 【事業内容】 吉崎市磯焼け対策推進計画に基づく磯焼け対策推進体制の一元化を行い、各漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策を推進するため、吉崎市磯焼け対策協議会を設立し、各種磯焼け対策事業を行う。 【事業の必要性】 磯焼けを解消し、採介藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋げる 【見込まれる事業効果】 各種磯焼け対策事業を行う事で、藻場の早期回復が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	磯焼けの解消は、採介藻漁業者・沿岸漁業者の所得向上・担い手不足の解消に繋がり、継続した漁村の維持が期待できる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及ぶ説明等）
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	<p>商工 業・6 次産業 化</p> <p>吉岐市戦略産物輸送経費支援事業 【事業内容】産物の移出及び原材料の移入に係る海上輸送経費の一部を支援することで、事業者の負担を軽減させ、新たな設備投資や雇用の拡充等につなげ、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 【事業の必要性】吉岐は離島であるがゆえに本土と比較すると、産物の移出及び原材料の移入に係るコストが高く、経営圧迫の大きな要因となっているため、輸送経費に対する支援が強く求められている。 【見込まれる事業効果】海上輸送経費の一部を支援することで事業者の負担が軽減され、新たな設備投資や雇用の拡充等により、地場産業の活性化及び定住促進を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	民間	海上輸送経費の一部を支援することで事業者の負担が軽減され、新たな設備投資や雇用の拡充等により、地場産業の活性化及び定住促進が見込まれ、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		<p>吉岐焼酎知名度アップ事業 【事業内容】テレビのスポットCMの放映、フリーパーへの掲載、博多駅の人気居酒屋とのタイアップイベントの開催等で、福岡都市圏の在住者及び旅行者等に対して吉岐焼酎を広くPRし、吉岐焼酎の知名度アップと消費拡大を図る。 【事業の必要性】地域産業を支える吉岐焼酎の産地振興を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】産地形成がなされた吉岐焼酎の販路拡大支援により、ブランド力やその高付加価値化に期待できる。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	民間	産地形成がなされた吉岐焼酎の販路拡大支援により、ブランド力やその高付加価値化に期待でき、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		<p>吉岐市地域商社事業 【事業内容】しまの地域商社を設立し、しまの商品の販路開拓等を行い、しまの活性化に寄与する。 【事業の必要性】吉岐の優れた農林水産品等について、県と一体となって首都圏等で新たな市場や販路を開拓し、生産者の所得向上や雇用の促進を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】地域商社の活動により、しまの事業者の生産拡大や加工品など新たな商品開発につなげ、事業拡大と雇用の場の創出に波及させ、しまの経済の好循環を生み出し、人口減少の抑制と地域社会の維持を図っていく。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	民間	地域商社の活動により、しまの事業者の生産拡大や加工品など新たな商品開発につなげ、事業拡大と雇用の場の創出に波及させ、しまの経済の好循環を生み出し、人口減少の抑制と地域社会の維持を図っていく。
		<p>物産販路拡大対策事業 【事業内容】大都市圏である東京・大阪において物産展を開催し、吉岐市物産品はもとより観光及びふるさと納税も含めた吉岐市のPRを行う。 【事業の必要性】吉岐ブランドの販路拡大と知名度アップ、誘客の推進、ふるさと納税獲得のため、首都圏等での物産展開催は必要である。 【見込まれる事業効果】吉岐産品の知名度アップと消費及び販路の拡大、さらには移住を含む誘客促進、ふるさと納税の獲得につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	吉岐産品の知名度アップと消費及び販路の拡大、さらには移住を含む誘客促進につながり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		<p>吉岐産品海外輸出支援事業 【事業内容】吉岐産品の製造及び取扱い事業者に対して、海外輸出に関するセミナーや海外商談会出展等を通じ、海外販路の開拓を支援する。 【事業の必要性】吉岐市には魅力的な産品があるものの、国内においては人口減少・少子高齢化により急速な市場減少は避けられず、新市場＝海外販路開拓の選択肢も必要である。 【見込まれる事業効果】吉岐産品のブランド化の一つの方向として海外展開を行なうことにより、吉岐市のPRはもとより、吉岐産品の消費と販路及びインハウンドの拡大に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	市	吉岐産品のブランド化の一つの方向として海外展開を行なうことにより、吉岐市のPRはもとより、吉岐産品の消費と販路及びインハウンドの拡大に繋がり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		<p>地域イベント開催助成事業 【事業内容】地域の消費喚起及び地域経済活性化を目的とし、地域団体が開催するイベント経費に対する補助。 【事業の必要性】地元商工業の販売額減少等による地域活力の低下対策とし、消費者の消費意欲の増進と市内中・小規模事業者支援を目的とする事業を行うことにより、地域の活性化を図る対策が必要である。 【見込まれる事業効果】物価高の影響で実質購買力の低下により低迷している地元消費の喚起を促し地域経済が活性化することが見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	民間	本事業は、市民と観光客等のふれあいの場の創出、交流人口の拡大、豊かなまちづくり・故郷愛への貢献を通じて、吉岐市の発展へ寄与するものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）	
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	商工 業・6 次産業 化	雇用機会拡充事業 【事業の目的】新たな雇用を生む創業・事業拡大を行なう 民間事業者に対して、設備投資資金や人件費、広告宣伝費 などの運転資金を補助する。 【事業の必要性】島内における持続的な居住が可能とする ため、その環境の整備と雇用の創出が必要である。 【見込まれる事業効果】地域社会の維持に欠かせない雇用 創出効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	地域社会の維持に欠かせない 雇用創出効果が見込まれ、そ の事業効果は将来に持続的に 及びものである。
			吉崎市商店街にぎわい整備事業費補助金 【事業内容】商店街において行う共同施設整備事業(環境整 備事業、情報化推進事業及び特認事業)への助成。 【事業の必要性】にぎわいのある街づくりを創出するた めの環境改善が必要な商店街がある。 【見込まれる事業効果】商店街のにぎわいと、地域の特性 を活かし快適で魅力的かつ人に優しい空間づくりを創出す る。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	商店街のにぎわいと、地域の 特性を活かし快適で魅力的か つ人に優しい空間づくりが創 出され、その事業効果は将来 に持続的に及びものである。
			吉崎市特定創業支援事業 【事業内容】経営、財務、人材育成、販路開拓など創業に 関する基礎知識の習得に関するセミナーの開催。 【事業の必要性】地域資源等を活かした創業希望者の掘り 起こしが必要である。 【見込まれる事業効果】地域資源を有効に活用する販売戦 略や新商品開発などにより、地域内創業が実現する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	地域資源を有効に活用する販 売戦略や新商品開発などによ り、地域内創業が実現し、そ の事業効果は将来に持続的に 及びものである。
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	観光	インバウンド推進事業 【事業内容】海外に向けたプロモーション、旅行商品造 成、ニーズに訴求するコンテンツ作り等に取り組むととも に、外国人観光客に対する受入環境整備の強化。 【事業の必要性】 日本の人口減少に伴い、国内観光客の誘客が厳しくなっ ている中、外国人観光客の誘客は必須となっている。 【見込まれる事業効果】本市に訪れる外国人観光客の増 加、滞在日数の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市 団体 民間	国内人口が減少して行く中、 外国人観光客をターゲットと した誘客施策は必須である。 また、海外だけでなく国内在 留外国人をターゲットとした 施策を展開していくことで、 離島というハンデを補うこと もできる。
			観光施設管理事業 【事業内容】観光客に対する観光施設の健全なサービスの 提供。(観光地トイレの水洗化・洋式化、観光案内板整備 及び修繕、重機購入、公園遊具の改修 等) 【事業の必要性】 良好な維持管理をすることは観光地域を活性化に繋がる。 【見込まれる事業効果】 交流人口拡大、観光客の満足度向上 ※基金積立による事業実施を含む。	市	良好な維持管理をすることは 観光地域の活性化に繋がる。
			吉岐行き教育旅行手荷物配送支援事業補助金 【事業内容】 手荷物配送に要する経費を助成(離島のため乗換での手荷 物へのハンデを軽減し教育旅行を誘致) 【事業の必要性】 来島実績の多い関西圏を中心に来島校を維持・増加させる ためにも、移動時の負担を減らせる手荷物配送支援の補助 金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なリピー ター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市	補助金を活用してもらうこと で宿泊業者の誘致活動の促 進・もてなしの心の醸成に繋 がり、リピーターの獲得(持 続的発展)につながる。
			吉岐行き教育旅行推進事業 【事業内容】修学旅行で吉岐市に訪れる生徒の人数及び行 程内容に応じて補助 【事業の必要性】 教育旅行は多くの業種に対しての経済波及効果がある重要 な事業であるため、今後も積極的な誘致のためにも補助 金は必要。 【見込まれる事業効果】教育旅行の促進、将来的なリピー ター確保 ※基金積立による事業実施を含む。	市	補助金を活用してもらうこと で宿泊業者の誘致活動の促 進・もてなしの心の醸成に繋 がり、リピーターの獲得(持 続的発展)につながる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）	
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	観光	<p>吉崎市観光連盟運営費補助金 【事業内容】本市の観光専門機関として、各種観光関連団体等と連携し国内外からの誘客施策を実施。 当補助金は、吉崎市観光連盟の全体運営費の一部に充てている。 【事業の必要性】 本市において唯一の観光専門機関であり、本市と共に本市全域の観光振興に取り組んでいることから、当機関の存在は必須であり、運営への支援は必要である。 【見込まれる事業効果】観光交流人口拡大による地域経済の発展、地域活性化など ※基金積立による事業実施を含む。</p>	<p>団体</p>	<p>吉崎市唯一の観光専門機関であり、他機関や海外との繋がりを活かした誘客施策を展開ができるのは吉崎市観光連盟だけである。今後も市と連盟の連携施策を展開していく必要がある。</p>
			<p>滞在型観光促進事業（有人国境離島交付金） 【事業内容】旅行者に「もう1泊」してもらうため、地域の特色を活かした朝・夜型を含む体験プログラムなどを開発し、国内外の旅行会社と連携し、旅行商品の販売・促進につなげる。また、メディアやイベントを通じて吉岐の魅力のPRを実施する。さらに、タイムリーな情報提供を観光客や旅行会社等に届けるため、パンフレット等を作成する。 【事業の必要性】吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げに取り組む必要がある。 【見込まれる事業効果】滞在時間の増加、観光消費額の増加 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	<p>市 団体 民間</p>	<p>滞在時間の延長は、観光消費額の増加に繋がる。人口減少に伴い観光客数の減少が危ぶまれるなか、いかに質、満足度の高いコンテンツを提供できるかが課題となっており、当事業を通して課題解決に繋がっている。</p>
			<p>観光需要喚起対策事業 【事業内容】対馬市と官民連携。誘客促進に向けた戦略的・効果的な営業及び旅行会社支援、情報発信を実施。 【事業の必要性】燃油価格等の物価高騰や貸切バス新運賃制度による値上げなどに対して、ツアー催行が難しい状況にある。 【見込まれる事業効果】国内外からの交流人口拡大、島全体の経済活性化 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	<p>市 団体 民間</p>	<p>旅行会社へ支援することでバス運賃等の価格高騰を緩和し本市への観光客誘致へ繋がるため将来持続的に事業効果は及びものである。</p>
			<p>神々の島吉岐ウルトラマラソン 【事業内容】島内一周のマラソンコース（100km、50km）を設け、ランナーが吉岐の魅力を感じながら走ることができるよう、市民ボランティア等と体力向上、健康増進に繋げる。 【事業の必要性】R8年度で第9回を迎え、本市の地域活性化に寄与する大会である。 【見込まれる事業効果】 交流人口の拡大、地域振興、観光客数増加、観光消費額増加など ※基金積立による事業実施を含む。</p>	<p>団体</p>	<p>大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。</p>
			<p>吉崎市イベント振興事業（吉岐サイクルフェスティバル） 【事業内容】サイクルフェスティバルを実施する実行委員会の大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】サイクルフェスティバルは費用対効果が高いイベントであり、今後も本市の活性化にとって必要なものと考ええる。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	<p>団体</p>	<p>大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。</p>
			<p>吉崎市イベント振興事業（吉岐の島新春マラソン大会） 【事業内容】新春マラソン大会を実施する実行委員会の大大会運営費等に補助金を交付する。 【事業の必要性】市内外から多くの参加が期待できるイベント、今後も本市の活性化にとって必要なものと考ええる。 【見込まれる事業効果】 交流人口の拡大、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。</p>	<p>団体</p>	<p>大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）
2 産業の 振興	(10)過 疎地域 持続的 発展特 別事業	観光 吉崎市スポーツ大会等開催助成事業 【事業内容】市内へ宿泊を伴うスポーツ大会を誘致し、大会を主催する市内団体に対して補助金を交付 【事業の必要性】本市にとってスポーツ合宿は観光振興に寄与しており、市内の宿も影響を受けている。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊施設の経営維持、市内経済の活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	市	市内のスポーツ振興はもとより、大会開催に伴う島外参加者誘客による宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。
		吉崎市島外スポーツ団体等誘致促進助成事業 【事業内容】合宿等スポーツ活動で市内宿泊施設に宿泊する島外スポーツ団体に対する助成、指定施設の施設使用料を減免する。 【事業の必要性】交流人口及び宿泊客の減少への対策が必要である。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊客増加、観光消費額増加 ※基金積立による事業実施を含む。	市	補助金を活用してもらうことで宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成に繋がり、リピーターの獲得（持続的発展）につながる。
		吉崎市スポーツ合宿誘致支援事業 【事業内容】スポーツ合宿を連続して実施するプロのチーム及び団体等に対して、補助金を交付する。 【事業の必要性】スポーツ合宿の定着化に向けての対策が必要。 【見込まれる事業効果】交流人口の拡大、宿泊客の増加、また、プロチームを誘致することで、子どもたちの競技力向上が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	交流人口の拡大、宿泊客の増加、また、プロチームを誘致することによって、子どもたちの競技力向上に寄与するものであり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		企業誘致 吉崎市企業立地促進事業補助金 【事業内容】雇用機会の増大と地域経済の活性化を図るため、市内に事業所を新設又は増設して事業を行う企業に対し、その設備等に対し補助を行う。 【事業の必要性】新規雇用を含む事業計画に基づく設備投資等への助成。 【見込まれる事業効果】雇用機会の拡大と地域経済の活性化、若者等の定着により人口減少の低減に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	民間	雇用機会の拡大と地域経済の活性化、若者等の定着により人口減少の低減に寄与するものであり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
3 地域に おける情報 化	(2)過疎 地域持 続的発 展特 別事業	情報化 地域DX推進事業 【事業内容】マイナンバーカードを用いた行政手続きのオンライン化や「書かない窓口」の導入、生成AI等のデジタル技術を活用した内部事務の見直し、デジタル技術を活用して地域課題を解決する「地域社会DX」の取組を一体的に実施。 【事業の必要性】持続可能な行政サービスを提供するためには、デジタル技術を前提とした業務プロセスの再構築（BPR）が必要不可欠となっている。また、基幹システム標準化移行後の新たな行政基盤において、クラウドやAI等のデジタル技術を有効活用し、更なる業務効率化と住民サービスの質の向上を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】「行かない市役所（オンライン申請）」や「書かない窓口」の実現により市民の利便性が飛躍的に向上するとともに、業務自動化等により創出された職員の人的資源を、相談業務や企画立案等のコア業務へシフトさせることで、効率的で質の高い行政運営と市民の「幸せ実感」の向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	自治体の情報化は民間に比べ取り組みが遅れており、今後の住民サービスへの利便性向上は継続していく必要がある。国は2040問題に対応するため新たなデジタル改革を進めており、自治体もデジタル化に向けて行政改革を継続していく必要がある。
		デジタル技術 活用		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考(事業効果が将来持続的 に及ぶ説明等)
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通 乗合タクシー運行事業 【事業内容】路線バスの利便性が低い地域等において、乗合タクシーを運行する。 【事業の必要性】高齢者、免許返納者等、交通弱者の移動手段を確保する必要がある。 【見込まれる事業効果】移動手段を確保することで、住民の利便性の向上の他、健康増進、市民の交流促進が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	区域内の住民の利便性が向上するとともに、地域住民主体の運行を行うことで、地域内の自助・共助の醸成につながり、持続的な移動手段の確保が図られる。
		吉岐病院連絡バス運行事業 【事業内容】三島フェリー発着所と吉岐病院を接続するバスを運行する。 【事業の必要性】三島には、医療機関や店舗等がないため、吉岐本島で通院や生活物資購入等がされている。三島航路と接続する吉岐本島内の公共交通がないため、接続するバスを運行し三島住民の利便性向上を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】連絡バスを運行することで、三島住民の吉岐島内での移動手段の利便性が確保される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	三島住民にとって利便性のある安全で安心な交通体系を確保することに加えて、本市の中核病院である吉岐病院としても、患者数の増加及び医療収益の向上による経営状況の安定にも繋がり、離島医療の確保が図られる。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉 出産祝金助成事業 【事業内容】出産祝金支給事業は令和5年度から第2子30,000円から100,000円、第3子以降100,000円から200,000円に増額拡充し支給している。 【事業の必要性】少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	出生率の減少を抑制するために、多子出産を奨励することは当市の持続的な人口活性化のための効果的施策である。
		乳幼児・母子・父子福祉医療費(県補助1/2) 【事業内容】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費助成(福祉医療) 【事業の必要性】小学校入学前までの乳幼児及びひとり親家庭等の医療費による負担を軽減するため一部負担金を超える医療費を助成する。 【見込まれる事業効果】医療費を助成することにより、出生率の向上に加えて、若い子育て家庭及びひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	若い子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。
		こども・乳幼児・寡婦福祉医療費助成事業(高校生のみ県補助10/10) 【事業内容】県との合同事業である従来の福祉医療制度を拡充し、3歳未満の医療費無料化、及び高校生までの年齢拡充により医療費助成を行う。 【事業の必要性】少子化及び人口減少の解消を図るための子育て支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】子育てしやすい環境を整備することで、少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	若い子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図る。
		幼児教育や保育の質を向上させるため、幼児教育の推進を行う「幼児教育アドバイザー」を配置する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	幼児教育アドバイザーを配置し、幼児教育・保育施設に対して助言・支援機能を充実させることで、継続的に幼児教育・保育の質の向上を図る。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉 児童・乳幼児予防接種事業 【事業内容】子育て家庭の経済負担軽減のため、高校生年齢相当までの児童・乳幼児のインフルエンザ予防接種費用を助成する。 【事業の必要性】インフルエンザの予防接種について、重症化しやすい乳幼児や集団生活を行っている児童の接種は任意接種(乳幼児、小学生は2回、中学生以上は1回)となっているため、費用負担が大きい。少子化及び人口減少の解消を図るため、若い子育て家庭の経済的な負担を軽減する支援対策が必要である。 【見込まれる事業効果】少子化及び人口減少の歯止めを図る。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	接種費用の一部助成をすることで、若い子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することで、若者の定住化を図り、人口の増加につなげることが出来る。また、接種しやすい環境を整えることで、感染症の拡大や次世代に重い症状がでる感染症の予防にも期待ができる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	母子保 健	市	母子手帳アプリを活用し、DX化の推進することで、事務手続きの負担を軽減し、継続的に子育てしやすい環境を整備することで、長期的な若者の定住化を図る。
			市	妊婦の経済的負担の軽減を図ることで、市外健診・分娩になる経済的不安から妊娠を諦めることのないようにし、継続的に出生率の増加をめざす。
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	高齢 者・障 害者福 祉	市	継続してこの事業を実施することで、利用者・入居者の利用促進が図られる。
			市	継続してこの事業を実施することで、在宅独り暮らし障害者の不安解消や安全で安心な在宅生活の確保が図られる。
			市	継続してこの事業を実施することで、利用者の健康維持、疾病予防、安否確認及び孤独感の解消、障害者の福祉の増進を図ることができるため、効果が一過性の事業に要する経費ではない。
			市	この事業を継続することで、市民の福祉、健康の増進、社会福祉活動の向上が図られる。
			団体	継続してこの事業を実施することで、元気なお年寄りの地域活動への活発な参加により健康づくり及び生きがいづくり並びに地域活性化が図られる。
			市	継続してこの事業を実施することで、病院受診等の利便性を図り、利用者の健康増進や気分転換につながり、さらには家族にとっても金銭面・精神面・体力面での負担軽減にもつながるため、効果が一過性である事業に要する経費ではない。
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	母子保 健	DXの推進による市民サービスの向上の為、母子手帳アプリの利用促進及び予防接種事務のデジタル化等を行います。市民の利便性を高め、行政運営の効率化を実現する。 ※基金積立による事業実施を含む。	
		安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、医療的な理由で市外での健診や分娩の必要がある妊婦に対して交通費および分娩までの宿泊費の助成を行う。 ※基金積立による事業実施を含む。		
		社会福祉法人施設整備費補助金 【事業内容】社会福祉法人施設において、利用者や入居者のニーズにあった環境整備・増設工事などにかかる費用について補助する。 【事業の必要性】社会福祉法人施設を適切な環境で運営していくために必要。 【見込まれる事業効果】施設の整備を行うことにより、利用者・入居者の利用促進が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。		
		障害者軽度生活援助事業 【事業内容】在宅障害者等の軽易な日常生活上の支援を行う。 社会福祉協議会に委託。 【事業の必要性】在宅の独り暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立を推進することで、安全で安心な在宅生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。		
		障害者配食サービス事業 【事業内容】在宅障害者等の生活の自立を推進するため、栄養バランスの取れた食事を訪問により定期的に提供する。 【事業の必要性】在宅の独り暮らしの障害者の在宅生活での不安等を解消するため、日常生活の支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅障害者等の生活の自立推進、併せて健康維持、疾病予防、安否確認及び孤独感の解消に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。		
		社会福祉協議会活動助成事業 【事業内容】活動費等に対し補助する。 【事業の必要性】社会福祉協議会の事務局設置費、心配ごと相談事業及びボランティアセンター活動費等に対し補助する。 【見込まれる事業効果】市民の福祉、健康の増進、社会福祉活動の向上に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。		
		老人クラブ活動支援事業 【事業内容】老人クラブ活動費に対し補助する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の生涯を通しての健康、生きがいづくり及び社会活動参加促進が必要である。 【見込まれる事業効果】元気なお年寄りの地域活動への活発な参加により地域活性化が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。		
		外出支援サービス事業 【事業内容】在宅高齢者等の生活の自立を推進するため、送迎用車両により在宅と在宅福祉サービスの場や医療機関等との間を送迎する。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の在宅生活での不安等を解消するため、外出支援の推進が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の安全で安心な生活の確保が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及ぶ説明等）
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎 地域持 続的発 展特別 事業	高齢者・障害者福祉 シルバー人材センター活動助成事業 【事業内容】シルバー人材センター活動費に対し補助する。 【事業の必要性】高齢者が地域社会において積極的な役割を果たし、高齢者の豊富な知識や経験、技術を資産として地域の活性化を図るための就業機会の提供が必要である。 【見込まれる事業効果】高齢者の就業を通して生きがいづくりや高齢者の社会参加が促進される。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、シルバー人材センターの活動を通して、高齢者の生きがいづくりや就業機会の提供ができるため、効果が一過性の事業に要する経費ではない。
		はり・きゆう・あん摩等施術料金助成事業（老人） 【事業内容】施術費に対し助成する。 【事業の必要性】はり、きゆう、あん摩又はマッサージに関する施術費に対し助成する。 【見込まれる事業効果】高齢者等の健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	この事業を継続することで、高齢者の保健福祉の充実が図られる。
		三島航路乗船カード交付事業 【事業内容】75歳以上の三島航路利用料について100円とする。 【事業の必要性】若者の都市部流出等による高齢化率の増加に対応した、高齢者の閉じこもり防止等のための外出支援が必要である。 【見込まれる事業効果】在宅高齢者等の外出支援及び健康増進に繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	継続してこの事業を実施することで、ライフラインの確保、外出支援及び健康増進を図り、また、本市内の高齢者福祉の地域格差を解消することができるため、効果が一過性の事業に要する経費ではない。
		敬老事業補助金 【事業内容】長寿を祝い各地域で開催される敬老行事主催者に対し、70歳以上の高齢者一人につき1,000円を限度とする補助金を支給する。 【事業の必要性】市民の敬老意識の高揚や地域での見守り活動推進を図る。 【見込まれる事業効果】地域の活性化や地域づくりに繋がる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	継続してこの事業を実施することで、高齢者が地域社会の中で安心して暮らし続けることができる環境づくりを行い、これまでの地域貢献に対して感謝し高齢者を敬う気運を醸成するとともに、高齢者の閉じこもりの防止、地域での交流など、高齢者福祉の向上を図ることができ、健康増進にも繋がる。
		介護人材確保対策事業 【事業内容】介護福祉士養成校開設者および養成校の生徒に対し、補助金を交付する。 【事業の必要性】介護福祉士の人材確保のため 【見込まれる事業効果】介護福祉士の人材確保や若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	介護人材不足の解消に繋がるとともに、若者の島外流出の防止、島外からの人口流入が図られ、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		吉岐市地域包括ケア人材確保支援事業 【事業内容】吉岐市が指定する資格を取得し、卒業後吉岐市に居住し就労した場合において、奨学金の返還金額及び家賃等の一部について補助金を交付する。 【事業の必要性】医療及び福祉に係る人材確保のため 【見込まれる事業効果】医療及び福祉に係る人材確保と若者の島外流出の防止、島外からの人口流入。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	医療・福祉人材不足の解消に繋がるとともに、若者の島外流出の防止、島外からの人口流入が図られ、その事業効果は将来持続的に及ぶものである。
8 教育の 振興	(4) 過疎 地域持 続的発 展特別 事業	生涯学 習・ス ポーツ 小・中学生スポーツ大会等出場補助金 【事業内容】市外で開催される各種県大会等青少年スポーツ大会参加旅費の一部を助成する。 【事業の必要性】離島である地理的不利条件のための他地域との交流が少ないため、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】島外スポーツ大会参加時の地理的不利条件の解消が図られ、青少年のスポーツ振興に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	将来の夢に向かって活動する青少年を応援することは、離島である地理的条件不利の是正、競技力の向上、交流機会の増進等につながり、青少年のスポーツ振興に寄与するものであり、その効果は将来持続的に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及ぶ説明等）	
8 教育の 振興	(4) 過疎 地域持 続的発 展特別 事業	生涯学 習・ス ポーツ	子ども夢プラン応援補助金 【事業内容】 将来の夢に向かって熱心に活動する青少年に対し、その意欲及び能力を認められて選抜され、市外における強化練習、大会等に参加する場合、旅費の一部を助成する。 【事業の必要性】 離島である地理的不利条件のため、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】 市外における強化練習、大会等参加時の地域的不利条件の解消が図られ、青少年のスポーツ振興に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。	個人	将来の夢に向かって活動する青少年を応援することは、離島である地理的条件不利の是正、競技力の向上、交流機会の増進等につながり、青少年のスポーツ振興に寄与するものであり、その効果は将来持続的に及ぶものである。
		その他	高校地域連携推進事業 【事業内容】 高校地域連携コンソーシアムを中心に、探究、STEAMなど教育の質の向上と高校魅力化を推進し、地域みらい留学などと連携した全国公募により、島外からの高校生の受入を増加させる。 【事業の必要性】 早いタイミングでは、高校進学時点で島外へ転出するケースもあり、人口減少の一因となっていることから、島外からも高校生が集まる高校魅力化が必要である。 【見込まれる事業効果】 高校魅力化により、地域留学する高校生を獲得し、定住人口の増加につながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	高校魅力化により島外からの高校生の受入れが継続的に進み、若年層の人口流入と将来的な定住・関係人口の創出につながることで、人口減少の抑制と地域の活性化に資し、事業効果は将来持続的に及ぶものである。
		地域子ども教室推進事業 【事業内容】 放課後、学校の空き教室等で地域住民の協力を得ながら各種教室を実施するなど、小学児童のための活動の場所づくりを行う。 【事業の必要性】 放課後、子どもが家に帰ってもまだ家族がいない家庭が増えているため、放課後の子どもの居場所確保対策が必要である。 【見込まれる事業効果】 学校・家庭・地域が連携・協働して「地域ぐるみの子育て」を推進することで、平日や土曜学習の充実が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	学校・家庭・地域が連携・協働して「地域ぐるみの子育て」を推進することは、安心して子育てができる環境の創出につながり、その効果は将来持続的に及ぶものである。	
		地域未来塾推進事業 【事業内容】 夏休みに中学校区ごとに学習教室を開設し、2時間×10回実施する。学校や公民館を会場とし、指導者には謝金を支給する。保険・消耗品は市が負担し、安心して学べる環境を整える。 【事業の必要性】 経済的事情や家庭環境により学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、学習機会を保障することが必要である。学習格差を是正し、教育の公平性を確保するために支援が求められる。 【見込まれる事業効果】 自主的な学習習慣の定着や学力向上が期待される。安心して学べる場の提供により、生徒の自信や意欲を高め、地域との交流促進や次世代育成にもつながる効果が見込まれる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	自主的な学習習慣の定着と学力向上が長期的に期待され、安心して学べる場は生徒の自信と意欲を継続的に高める。地域との交流促進や次世代育成にも将来にわたり寄与し、持続的な学びの循環が生まれる。	
		中学校部活動地域展開事業 【事業内容】 中学校部活動を地域クラブと連携し、休日等の活動を地域人材や団体が担う体制を整備する。教員の負担を軽減しつつ、生徒に多様な活動機会を提供し、持続可能で安心・安全な環境を構築する。 【事業の必要性】 教員の長時間勤務是正は喫緊の課題であり、働き方改革の一環として部活動の地域移行が求められている。生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保や地域人材の活用による教育力向上も不可欠である。 【見込まれる事業効果】 教員の負担軽減により教育の質が向上し、生徒は多様な活動を通じて学びや成長の機会を得る。地域人材の参画で交流が広がり、持続可能な部活動運営体制が確立され、地域と学校の連携が強化される。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	教員の負担軽減により教育の質が向上し、生徒は多様な活動を通じて継続的に学び成長できる。地域人材の参画が広がり、交流が深まり、持続可能な部活動運営と地域・学校の連携が将来にわたり強化される。	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及び説明等）
9 集落の整備	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	集落整 備 まちづくり協議会運営事業 【事業内容】市内18小学校区を単位として、公民館、PTA、NPOなど地域内にある既存の組織が互いに理解を深め、協力できる仕組みを作り、地域による地域振興事業等の実施を促す。体制整備及び事業実施に対する補助。 【事業の必要性】人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティの停滞、個人の価値観ライフスタイルの多様化に伴う住民のコミュニティの意識の希薄化が懸念される。今後、市民が主体となるまちづくりの推進が必要である。 【見込まれる事業効果】地域課題の解決や地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	地元	今後の行政運営の流れとして「小さな行政」を心掛ける必要がある中、コミュニティの活性化に資する事業は必須である。このような状況の中、地域に密着したまちづくり協議会の活動が活発化することで、住民のウェルビーイングが直接的に向上するとともに主体性の醸成にもつながるなど、地域の持続的な発展の礎となる。
10 地域文化の振興等	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	地域文化振興 優秀芸術等招聘・文化交流事業 【事業概要】 各岐市文化団体協議会が、文化事業を通じて国際交流・地域間交流事業等に対して、事業費の一部を助成する。 【事業の必要性】 離島である地理的不利条件のため、他地域との交流が少なく、交流機会の増進に向けた取り組みが必要である。 【見込まれる事業効果】 地域文化向上及び国際化・地域間交流等を推進し、豊かな人を育むとともに交流人口の拡大をはかる。 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で大きな効果が期待でき、地域文化の向上を推進し、文化・芸術の香り豊かな人・地域を育むとともに交流人口の増大を図ることができるため、効果が一過性である事業に要する経費ではない。また、この事業の効果は地域の様々な世代に影響を及ぼしていき、ひいては次世代にも引き継がれていく。
		一支国博物館活用推進事業（しまごとプロジェクト推進事業） 【事業内容】 観光客等をおもてなしする人材の育成、教育機関と連携した子供達への郷土の歴史・文化の継承、観光の仕組み・メニュー作り、活用、講演・講座、イベント、ガイド育成、情報発信を実施する。 【事業の必要性】 交流人口拡大のため、観光客等の受入体制整備が必要である。 【見込まれる事業効果】 交流人口の拡大による地域活性化 ※基金積立による事業実施を含む。	団体	島内の歴史遺産や自然環境、文化や産業などの情報発信は地域・観光の振興に寄与する取り組みであり、各岐市の経済基盤を維持するためにも必要な取り組みである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎 地域持 続的発 展特別 事業	再生可能エネルギー利用 再生可能エネルギー導入可能性検討事業 【事業概要】 島内において再生エネルギー（洋上風力含む）となり得る地域資源の掘り起こしとエネルギー利用の実現可能性を検討するとともに、利害関係者・市民等との合意形成を図る。 【事業の必要性】 本土との系統連系がなく、島内の系統も脆弱な本市において、再生エネルギーの利用を促進するためには、様々な再生エネルギーを組み合わせることで安定電源化を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】 再生エネルギーの安定電源化によって再生エネルギー導入を拡大し、地域脱炭素化を実現するとともに、新たな産業創出にもつながる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	脱炭素社会の実現は、世界的に解決すべき課題であり、国においても2050年カーボンニュートラルが目標とされていることから、気候変動対策としての再生可能エネルギーの導入拡大を継続して進めることが、本市の地域脱炭素の早期実現につながる。
		RE水素システム実証研究事業 【事業概要】 再生エネルギーと水素蓄エネを組み合わせたシステムを活用し、再生エネルギー導入拡大に資する実証研究を実施する。 【事業の必要性】 季節的な再生エネルギー需要の変動が大きい本市において、蓄エネの長期保存に最適なグリーン水素を活用することで、再生エネルギーの効率かつ安定的な利用が可能となる。 【見込まれる事業効果】 再生エネルギーの効率かつ安定的な利用による地域脱炭素化の実現に加え、システムの副産物の酸素を適切な産業分野で活用することで、レジリエンス強化と経済性向上が図られる。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	脱炭素社会の実現は、世界的に解決すべき課題であり、国においても2050年カーボンニュートラルが目標とされていることから、気候変動対策としての再生可能エネルギーの導入拡大を継続して進めることが、本市の地域脱炭素の早期実現につながる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来持続的 に及ぶ説明等）
11 再生可 能エネル ギーの利用 の推進	(2) 過疎 地域持 続的発 展特別 事業	再生可 能エネル ギー利 用	市	脱炭素社会の実現は、世界的 に解決すべき課題であり、国 においても2050年カーボ ンニュートラルが目標とされ ていることから、気候変動対 策としての再生可能エネル ギーの導入拡大を継続して進 めることが、本市の地域脱炭 素の早期実現につながる。
		地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業 【事業概要】個人住宅や民間の事業所への太陽光発電設備 等の導入を支援する。 【事業の必要性】本市においてCO2排出量の多い民生部 門の脱炭素化が必要である。 【見込まれる事業効果】民生部門の脱炭素化により、本市 の脱炭素目標の達成に寄与する。 ※基金積立による事業実施を含む。		
		電気自動車の導入促進事業 【事業概要】公用車や市民の所有する自動車について、電 気自動車の導入促進を図る。 【事業の必要性】本市においてCO2排出量の多い運輸部 門の脱炭素化が必要である。 【見込まれる事業効果】運輸部門の脱炭素に加え、蓄電設 備として再エネ導入拡大に資する。 ※基金積立による事業実施を含む。	市	脱炭素社会の実現は、世界的 に解決すべき課題であり、国 においても2050年カーボ ンニュートラルが目標とされ ていることから、気候変動対 策としての化石燃料からの脱 却は本市の地域脱炭素の早期 実現につながる。